

「日本語教育の参考枠」(報告)の見直しのために検討すべき課題について  
—ヨーロッパ言語共通参考枠 補遺版を踏まえて—

目次(案)

○ はじめに	.....4
<b>I 日本語教育の現状と検討すべき課題について</b> .....6	
1. 「日本語教育の参考枠」(報告)取りまとめ以降の日本語教育をめぐる現状	.....6
(1) 国内外の日本語教育の状況及び、外国人受入れに係る方針	.....6
(2) 文化庁の日本語教育に係る施策	.....6
(3) 欧州評議会のCEFRに関する動向など	.....7
2. 検討すべき課題	.....9
<b>II 外国人の受入れに関する方針とCEFR/CV2020の概要について</b> .....11	
1. 「日本語教育の参考枠」(報告)取りまとめ後の外国人の受入れに関する方針等	.....11
(1) 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和4年決定、令和5年一部変更)	.....11
(2) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂)	.....13
(3) 外国人の受入れに関する方針における日本語教育の位置づけ	.....14
2. CEFR/CV2020の概要及びキーコンセプト(鍵となる考え方)	.....16
(1) CEFR/CV2020の概要	.....16
(2) 補遺された内容	.....17
(3) CEFR/CV2020のキーコンセプト(鍵となる考え方)	.....19
3. 「日本語教育の参考枠」(報告)の見直しの方針	.....24
(1) 日本語教育に係る法律や方針等を踏まえた日本語教育の在り方	.....24
(2) 「日本語教育の参考枠」(報告)の見直しの方針	.....24
コラム1:CEFR/CV2020における手話能力について	.....26
コラム2:「成人移民の言語統合のためのリテラシーと第二言語学習」(Reference guide on Literacy and Second Language Learning for the Linguistic Integration of Adult Migrants: LASLLIAM)が示す言語能力記述文(Can do)について	.....27

III 「日本語教育の参照枠」(報告)の見直しに際に盛り込むべき内容について	.....28
1. 言語教育観の捉え直し	.....28
(1) 日本語学習者を社会的存在として捉える	.....29
(2) 言語を使って「できること」に注目する	.....29
(3) 多様な日本語使用を尊重する	.....29
2. 日本語教育におけるプロファイル	.....30
(1) 日本語教育の対象に応じたプロファイルの作成	.....30
(2) 日本語教育におけるプロファイル	.....31
コラム3:English Profile と Profile Deutsch (ドイツ語プロファイル)	.....33
3. 日本語によるコミュニケーション能力の捉え直し	.....34
(1) 「日本語教育の参照枠」(報告)における「言活動別の熟達度」の更新	.....34
(2) 異文化間能力	.....38
(3) 仲介	.....43
(4) コミュニケーション言語方略	.....48
(5) オンラインでのやり取り	.....53
コラム4:「民主的な文化への能力のための参照枠」(Reference Framework of Competences for Democratic Culture: RFCDC) が示す能力記述文と仲介との関係	.....61
コラム5:「やさしい日本語」によるコミュニケーションについて	.....62
IV 今後の更なる検討課題	.....63
1. 共生社会の実現に資する日本語教育の在り方について	.....63
2. 日本語教育人材の養成・研修について	.....64
3. レベルごとの言語素材の整備	.....64
4. プロファイルに基づく教育モデルの開発と、関係機関との連携推進	.....65
5. 多様な評価手法の提示と事例の紹介	.....65
6. 今後の議論を継続していくための体制整備	.....66
コラム6:「教師のための継続的専門能力開発 (CPD) フレームワーク」Continuing Professional Development (CPD) Framework for teachers について	.....67

1. ヒアリング① 島田徳子委員資料
2. ヒアリング② 長沼君主委員資料
3. ヒアリング③ 大木充委員資料
4. ヒアリング④ 近藤裕美子委員資料
5. ヒアリング⑤ 葦原恭子氏資料
6. ヒアリング⑥ 真嶋潤子委員資料
7. ヒアリング⑦ 菊岡由夏氏資料
8. ヒアリング⑧ 福島青史委員資料

【参考文献】

- 日本語教育に係る法律、基本方針等  
文化審議会国語分科会の報告書等  
欧州評議会の報告書等

## はじめに

本報告は、日本語教師、日本語教育コーディネーター、行政関係者、企業において日本語教育に関わる方々等、日本語教育に関わる全ての方々を対象とし、近年の国内外における日本語教育の現状と課題を踏まえ、「日本語教育の参照枠」(報告) (令和3年 10月)で示した今後に向けた検討課題について検討したものです。

我が国の在留外国人数は、令和5年6月末に約 322 万人となり、過去最高を更新しました。外国人留学生については、令和元年に 30 万人を超えたものの、新型コロナウイルス感染拡大による入国制限の影響等により、約 23 万人(令和4年5月)となりましたが、中長期的には増加傾向にあります。外国人労働者数は、約 182 万人(令和4年 10月末)となり、過去最高を更新し、少子高齢化による労働力不足を背景として、今後も増加が予想されます。海外においては、141 か国・地域で日本語教育が行われ、海外の日本語学習者数は約 379 万人となっており、多様化する日本語学習者に対応した国内外における多様な学びの連携を図ることが課題となっています。

在留外国人数が年々増加している状況の中、令和元年6月に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第 48 号)では、第 1 条において、「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」が日本語教育の目的として掲げられました。

また、同法第 22 条においては、「日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発・普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずる」旨の規定が盛り込まれました。

この法律をもとに策定された、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月 23 日閣議決定)では、具体的な施策例として、「ヨーロッパ言語共通参照枠 (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment 以下「CEFR2001」という。)」を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照可能な日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。」ことが示されました。

また、この基本方針では、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」ことが明記され、今後、国と地方公共団体が地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講ずることが示されました。

これを受け、文化審議会国語分科会では、CEFR2001 を参考し、「日本語教育の参照枠」(報告) (令和3年 10月)を取りまとめました。

また、「日本語教育の参照枠」(報告)取りまとめ後も、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(令和4年閣議決定、令和5年一部変更)、「外国人材の受け入れ・共生のため

の総合的対応策」(令和5年6月改訂)が示され、これらにおいても共生社会の実現に資するための日本語教育の推進についての方針が重点事項として掲げられています。

また、欧州評議会では、2018年に外国語教育分野における研究成果を踏まえた言語能力観や言語能力記述文(Can do)を更新、追加した「ヨーロッパ言語共通参考枠 補遺版( Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment Companion Volume)」を公開し、2020年にその改定版(以下、CEFR/CV2020という。)を公開しました。

そこで、本報告では、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」などの方針を踏まえ、共生社会の実現に資するための日本語教育を推進していくために重要と思われる考え方について、CEFR/CV2020を参照した上で、「日本語教育の参考枠」(報告)の見直しの方向性について示しました。

本報告は五つの章で構成されています。第Ⅰ章では、まず、「日本語教育の参考枠」(報告)取りまとめ後の日本語教育をめぐる国内外の現状と課題について整理しています。

第Ⅱ章では、共生社会の実現に資するという目的を踏まえた日本語教育の在り方について、近年示された外国人受入れについての方針とCEFR/CV2020で示された考え方を参照しつつ、「日本語教育の参考枠」(報告)の見直しについての方針を示しました。

第Ⅲ章では、「日本語教育の参考枠」(報告)見直しの際に盛り込むことを検討すべき事項について示しました。「日本語教育の参考枠」(報告)が目指すものとして示した三つの言語教育観について、CEFR/CV2020で示されたプロファイル、異文化間能力、仲介、方略などの考え方から捉え直しを行った上で、それぞれの考え方について、日本語教育における具体的な事例を示しつつ、説明を行っています。

第Ⅳ章では、今後の更なる検討課題を示しています。「日本語教育の参考枠」(報告)で示した「今後に向けた検討課題」の中で今後も継続して検討が必要な項目や、新たに検討する必要が出てきたことについて挙げています。

第Ⅴ章は、参考資料として、本報告の取りまとめを行った文化審議会国語分科会日本語教育小委員会「「日本語教育の参考枠」補遺版の検討に関するワーキンググループ」で行われたヒアリング資料をまとめました。

近年示された様々な方針等によって、日本語教育がこれまで以上に「多様な文化を尊重した共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」を目的とすることが明確に方向付けられたことを踏まえ、今後、日本語教育に関わる全ての方々が自らの日本語教育観を振り返り、多様な学習者一人一人にとって必要な日本語によるコミュニケーション能力について考えを巡らすことをもって、今後、日本語教育のさらなる質の向上に寄与することを望みます。

## I 日本語教育の現状と検討すべき課題について

### 1. 「日本語教育の参照枠」(報告)取りまとめ以降の日本語教育をめぐる現状

#### (1) 国内外の日本語教育の状況及び、外国人受入れに係る方針

- 我が国の在留外国人数は、令和5年6月末に322万人を超え過去最高を更新した。外国人留学生については、令和元年に30万人を超えたものの、新型コロナウイルス感染拡大による入国制限の影響等により、約23万人(令和4年5月)となったが、中長期的には増加傾向にある。
- 外国人労働者数は約182万人(令和4年10月末)となり、過去最高を更新し、少子高齢化による労働力不足を背景として、今後も増加が予想される。
- 海外においては、141か国・地域で日本語教育が行われ、海外の日本語学習者数は約379万人となっている。独立行政法人国際交流基金では、CEFRを参考に作成した「JF日本語教育スタンダード」に基づく日本語教育及び現地日本語教師の育成を支援している。
- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議は、共生社会の実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的な施策等を示した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(令和4年決定、令和5年一部変更)を取りまとめた。
- 令和5年6月には、外国人材の受入れと共生のため、単年度に実施すべき施策を示した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が改訂された。これらの方針において、日本語教育の質の向上に係る施策については文部科学省(文化庁)が実施することとされている。

#### (2) 文化庁の日本語教育に係る施策

- 「日本語教育の参照枠」(報告)、p.71では、今後に向けた検討課題として10の観点を挙げている。また、CEFR2001は開発から20年以上が経過した現在でも、検証・見直しが行われており、社会の変化に応じて言語及び使用場面も変わってくることから、「日本語教育の参照枠」(報告)についてもCEFR/CV2020の分析及び参照を行い、検証・見直しを進めた上で、改善を図っていく必要があると示されている。
- 「日本語教育の参照枠」(報告)の取りまとめ後、日本語教育小委員会は、言語能力記述文(Can do)をもとにしたカリキュラム開発の方法や生活、就労、留学の分野ごとのカリキュラムの事例を示した「「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」(令和4年1月)を取りまとめた。

- 文化審議会国語分科会においては、国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を整備・充実する際の指針として「地域における日本語教育の在り方について(報告)」(令和4年11月)を取りまとめた。
- この報告書では、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援するため、地方公共団体等が実施する日本語教育の実践に活用するための必要な施策(「日本語教育の参考枠」を活用したB1レベルまでのコースの学習時間の事例等)について提言した。
- 加えて、同報告の別冊として約800項目の生活分野における言語能力記述文(Can do)を示した「「日本語教育の参考枠」に基づく「生活 Can do」一覧」を取りまとめるなど、「日本語教育の参考枠」活用促進のための取組が進んでいる。
- 令和6年4月施行が予定されている日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく認定日本語教育機関においては、生活、就労、留学の三つの分野において、「日本語教育の参考枠」(報告)を踏まえた教育課程の編成が求められ、その教育課程の確認を含む認定審査が行われることになっている。
- 文化庁では、生活、就労、留学の三つの分野について「日本語教育の参考枠」を活用した教育モデル開発事業を実施している。この事業には、参考枠に基づくカリキュラム開発のほか、開発したカリキュラムの試行、評価手法の開発、教材開発、教師研修・成果の公開などの取組が含まれている。
- 日本語教師に対する研修については、国内外の多様な学習者に対応するために、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月)に基づき、生活、就労、留学の三つの分野の日本語教師ほか、難民等や児童生徒等に対する日本語教師、日本語教育コーディネーター(主任教員、地域日本語教育)などを対象とした現職日本語教師研修プログラム普及事業を実施している。

### (3) 欧州評議会のCEFRに関する動向など

- 欧州評議会では、人権を守り、全ての人に質の高い教育を提供し、民主主義を維持・発展させることを目的としたCEFR2001を公開した後、CEFR2001の要点について利便性を高めた形で再提示するとともに、外国語教育分野における研究成果を踏まえた言語能力観や言語能力記述文(Can do)を更新、追加した「ヨーロッパ言語共通参考枠補遺版(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment Companion Volume)」を2018年に公開し、2020年にその改定版であるCEFR/CV2020を公開した。

- CEFR/CV2020 公開後も、欧洲評議会では、CEFR の中心となる考え方や CEFR/CV2020 で詳しく取り上げている仲介や異文化間能力などについての研修やワークショップ、研究会を加盟国の教師や研究者などに対して積極的に実施しているほか、ウェブサイト<sup>1</sup>による情報提供などにも力を入れている。
- CEFR/CV2020 については、現状、日本語訳がなく、提示されている考え方については抽象的な説明が多い。日本語教育関係者に向けて、その内容について日本語教育の状況を踏まえた上で、事例を挙げながら分かりやすく説明する必要がある。

---

<sup>1</sup> <https://www.coe.int/en/web/common-european-framework-reference-languages> 参照。

## 2. 検討すべき課題

### (1) 「今後に向けた検討課題」の検討状況

- 「日本語教育の参照枠」(報告)、p.71 で「今後に向けた検討課題」として示した 10 の観点の検討状況は表1の通りである。

表1 「「日本語教育の参照枠」の今後に向けた検討課題」の検討状況

	検討課題	検討状況
1	言語能力記述文の収集	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活分野においては、「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案についての「生活上の行為の事例」に基づく「生活Can do」(785項目)の作成を行った。</li><li>・「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業において、生活、就労、留学の各分野におけるモデルカリキュラムを開発するとともに、就労、留学については分野ごとのCan do開発を進めている。</li></ul>
2	レベル別・各言語活動別の言語能力記述文の多角的な検証	<ul style="list-style-type: none"><li>・「日本語教育の参照枠」に記載されている「日本語教育の参照枠 Can do」(493項目)、「生活Can do」(785項目)について、質的、量的な検証を実施し、各項目についての妥当性を確認し、文化庁日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)にて、調査に関する報告書を公開中。</li></ul>
3	ランゲージ・ポートフォリオ(学習の記録)の開発	<ul style="list-style-type: none"><li>・「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業において、生活、就労、留学の各分野におけるモデルカリキュラムの中で、ポートフォリオのサンプルを開発中。</li></ul>
4	各レベルの文法・語彙のリストの収集	<ul style="list-style-type: none"><li>・「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業において、生活、就労、留学の各分野における文法、語彙項目を検討している。</li></ul>
5	日本語教師に対するレベル判定のための研修等の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和5年度文化庁日本語教育大会にて、パフォーマンス評価、カリキュラム開発などのワークショップを実施予定。</li></ul>
6	「日本語教育の参照枠」の普及・活用促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・文化庁日本語教育大会ウェブページにて、「日本語教育の参照枠」に関するシンポジウムや説明動画などを公開しているほか、委託事業や外部出講などで普及・活用促進のための講演等を実施している。</li><li>・ウェブ上で簡易に日本語能力自己評価ができるツールとして「にほんごチェック!」を開発し、ウェブ上で公開中。</li></ul>
7	「日本語教育の参照枠」の多言語翻訳	<ul style="list-style-type: none"><li>・「日本語教育の参照枠 Can do」(493項目)を日本語を含む14言語に翻訳し、文化庁日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)にて公開中。</li></ul>
8	利用者間の成果物(分野別・現場別の言語能力記述文、教材、ポートフォリオ等)の共有のためのポータルサイトの整備・充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・文化庁日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)にて、「日本語教育の参照枠」(報告)、「日本語教育の参照枠」の活用の手引、「日本語教育の参照枠 Can do」(493項目)、「生活Can do」(785項目)等を公開中。</li></ul>
9	オンラインを含む新たな言語活動への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年度より、「日本語教育の参照枠」補遺版の活用に関するワーキンググループにて検討中。</li></ul>
10	漢字使用状況等を踏まえた漢字学習の在り方等に関する検討	<ul style="list-style-type: none"><li>・文化庁日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)にて、「日本語教育の参照枠」における基礎漢字に関する調査結果報告」を公開中。</li></ul>

- 上記に加えて、「CEFR2020 補遺版の分析及び参照を行い、「日本語教育の参考枠」の改定が必要かどうかの検討を行う。」ことを示している。

## Ⅱ 外国人の受入れに関する方針と CEFR/CV2020 の概要について

### I. 「日本語教育の参考枠」(報告)取りまとめ後の外国人の受入れに関する方針

#### (1) 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和4年閣議決定、令和5年一部変更)

- 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(以下、ロードマップという。)は、外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下に開催された外国人との共生社会の実現のための有識者会議から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ、政府において、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的な施策等を示すものである。
- このロードマップでは、令和8年度までを対象期間とし、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくために、有識者会議から提出された意見書を踏まえ、三つのビジョンと取り組むべき中長期的な課題として、四つの重点事項を示している。

#### [3つのビジョン]

##### ① これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会（安心・安全な社会）

外国人の中には、我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力や、我が国の税や社会保障等の社会制度に対する理解が十分でない人も存在する。こうした能力や理解を十分に身に付けてもらうため、日本語を習得する機会の提供、我が国社会制度等に関する情報提供に係る取組を充実させていく必要がある。

外国人に対する支援を行うに当たっては、言葉の壁等、外国人の多くが直面する様々な困難性に配慮し、国や地方公共団体、民間支援団体等の関係機関が連携・協力し、外国人の置かれている状況や支援ニーズを把握し、外国人の立場に寄り添った支援をする必要がある。こうした取組においては、「外国にルーツを持つ者」<sup>2</sup>にも配慮を要する。また、外国人においては、納税等の公的義務を履行し、社会の構成員として責任を持った行動をとることが期待される。

外国人との共生社会を実現するためには、外国人が適切に行政サービスを享受し、共に生きる社会の一員として包摂されるとともに、責任ある社会の構成員としての行動を促すことにより、外国人を含む全ての人が安全・安心に暮らすことができる社会を形成していく必要がある。

なお、人生の礎となる子どもに対する教育や、母子保健をはじめ生命に関わる医療サービスなど、誰しもが享受すべき権利については、全ての外国人がアクセスできるよう、引き続き支援していく必要がある。

<sup>2</sup> 外国にルーツを持つ者とは、国籍にかかわらず、父母の両方又はそのどちらかが外国出身者である者をいう。

② 様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に發揮できる、多様性に富んだ活力ある社会（多様性に富んだ活力ある社会）

中長期的な視点を持って外国人との共生社会の実現に向けた取組を進めるに当たっては、専門的・技術的分野の外国人労働者の受け入れにより我が国社会に活力を取り込むというこれまでの視点を超えて、様々な背景を有する外国人を含む全ての人が能力を存分に發揮し社会の一員として活躍することによって、我が国社会を多様性に富んだ活力あるものとしていくことができる。

外国人との共生社会の実現は、外国人のためだけのものではなく、我が国全ての人、企業、地域、ひいては社会全体の成長を促すものとして捉えていく必要がある。

③ 外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会（個人の尊厳と人権を尊重した社会）

目指すべき共生社会においては、外国人を含む全ての人が、それぞれが持つ多様性を異質なものとして差別・排除の対象とするのではなく、豊かさとしてお互いに個人の尊厳と人権を尊重することが必要である。この考え方は、目指すべき共生社会の基盤となるものであり、誰しもが個人の尊厳や人権を侵されることがあつてはならない。

また、お互いに個人の尊厳と人権を尊重するには、全ての人が、共に社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深め、社会の一員としてルールを守る社会であることが必要である。

[4つの重点事項]

① 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

生活のために必要な日本語や、ライフステージに応じて必要となる日本語を習得できる機会を提供するという観点から、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」を一つ目の重点事項として取り上げる。(具体的な施策は図Ⅰの通り)

図Ⅰ-1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科省】《1》
- 「日本語教育の参考枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科省】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初步的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務省】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるＩＣＴ教材の開発・提供等【文科省】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身に付けるための海外における日本語教育環境の普及【外務省】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科省】《11》

## ② 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

平時はもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような非常時ともいえる状況においても、全ての外国人が取り残されることなく、安全に安心して暮らせるようにするため、外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるよう、「外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化」を二つ目の重点事項として取り上げる。

## ③ ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

外国人の「乳幼児期」、「学齢期」、「青壯年期」及び「高齢期」の各ライフステージを、就学・就労等の活動と交差させ、外国人を多面的に捉えながら、人生のライフステージごとや、ライフステージを移行しながら生活していくに当たり必要となる施策を検討するため、「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」を三つ目の重点事項として取り上げる。

## ④ 共生社会の基盤整備に向けた取組

これらの重点事項については、外国人の生活状況に係る実態を十分に踏まえて施策として企画・立案することが重要であり、さらに、その実施に当たっては、外国人を含む全ての人々、共に社会をつくっていくことの意義等について理解すること、外国人への支援の提供や適正な在留管理に資する関係機関が緊密に連携していくことなどが重要であることから、これらについて「共生社会の基盤整備に向けた取組」とし、四つ目の重点事項として取り上げる。

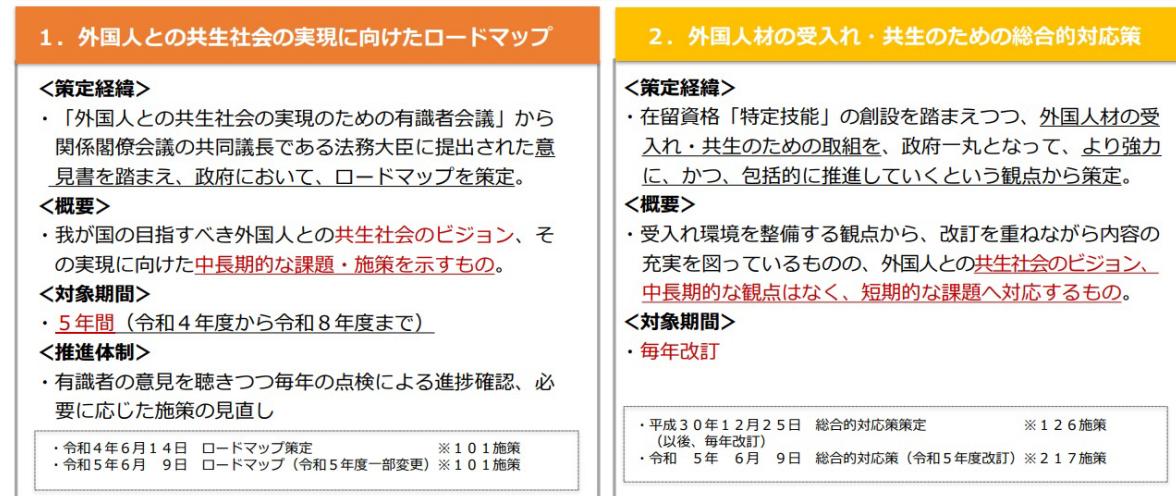
### (2) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下、総合的対応策という。）は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものであり、平成30年に決定され、以降、毎年改訂が行われている。
- 令和4年度から総合的対応策は、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定を踏まえ、ロードマップの施策について単年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策でないためにロードマップには記載されていないものの、共生社会の実現のために政府において取り組むべき施策も示している。
- この中で、基本的な考え方として、「（外国人材の受入れ環境整備に当たっては）受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要である」と示されており、共生社会の実現には日本人と外国人の双方の理解と努力が必要としている。

- 総合的対応策では、共生社会の実現を目指し、様々な施策<sup>3</sup>を下記の通り五つに整理して示しており、日本語教育に関する施策はその冒頭に示されている。
  - ・円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
  - ・外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化
  - ・ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
  - ・外国人材の円滑かつ適正な受入れ
  - ・共生社会の基盤整備に向けた取組

- 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップと外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策との関係は、図2の通りである。

図2 「ロードマップ」及び「総合的対応策」の関係性について



#### 令和4年度版からロードマップを踏まえ記載を整理

##### 【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策】

- (1) ロードマップと重複する施策  
ロードマップで示した施策・工程を踏まえ単年度に実施すべき施策を示す。
- (2) ロードマップと重複しない施策  
中長期的に取り組むべき施策には含まれないものの、必要な施策を示す。

##### (3) 外国人の受入れに関する方針と「日本語教育の参照枠」(報告)との関係

- ロードマップ及び総合的対応策において、日本語教育に関する施策は、円滑なコミュニケーションと社会参加のための取組として、様々な取組の冒頭に掲げられている。
- 「日本語教育の参照枠」(報告)では、言語教育観の三つの柱の一つである「日本語学習者を社会的な存在として捉える」という考え方の中で、「言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段」としており、社会参加について言及している。

<sup>3</sup> [https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/nyuukokukanri01\\_00140.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/nyuukokukanri01_00140.html) 参照。

- ロードマップ及び総合的対応策における日本語教育の取組の中で、「日本語教育の参考枠」(報告)は、主にカリキュラムの立案や地域の日本語教育プログラムの編成、教材作成、日本語教育機関の水準を客観的に評価・明示できる仕組みの構築のために活用されることとなっている。
- 「日本語教育の参考枠」(報告)に関する具体的な施策は下記の通りである。

[文部科学省]《施策番号1》【ロードマップ1、2】<sup>4</sup>

就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活する上で必要となる日本語教育を行うため、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成を促し、地域における日本語教育の促進及び水準の向上を図る。

また、都道府県等が、日本語教育機関、企業、民間支援団体等の関係機関と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援する。

さらに、都道府県等の「日本語教育の参考枠」を参考したカリキュラムの立案や地域の日本語教育プログラムの編成、教材等の作成、研修の実施を支援するほか、先進的な取組を行うNPO等への支援を実施する。

[文部科学省]《施策番号3》【ロードマップ2、3(再掲:12)】

国内外における日本語教育の水準の向上のため、日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法に関する共通の指標として作成された「日本語教育の参考枠」に示された日本語教育の内容(言語能力記述文:Can do という。)やレベル尺度等に対応した各分野別の教育モデルを開発する。また、日本語教育プログラムの開発実績を有する日本語教育機関により、「参考枠に基づくカリキュラム及び教材・評価手法等」を開発することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。

[文部科学省]《施策番号4》【ロードマップ2、5、8】

日本語教室空白地域の解消の推進のため、空白地域の市区町村に対する教室開設のためのアドバイザー派遣とともに日本語教室の開設・安定化に向けた支援を行う。また、日本語教室開設に向けたセミナーや研究協議会を開催する。さらに、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人等が、生活場面に応じた日本語を自習できるICT教材(日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」(通称:つなひろ))を現在14言語開発して提供しているが、本サイトを言語に増やすとともに、外国人が生活していく上で必要となる日本語能力を着実に身に付けられるよう「日本語教育の参考枠」を踏まえた生活場面の追加等を行う。

<sup>4</sup> (注)【】内の「ロードマップ」の後ろの数字は、ロードマップ第4に掲げる施策の番号を示している(以下同じ)。

## 2. CEFR/CV2020 の概要及びキーコンセプト(鍵となる考え方)

### (1) CEFR/CV2020 の概要(英語版から抜粋し翻訳)

#### ○ CEFR2001 と CEFR/CV2020 の関係について(p.4)

- ・この版(CEFR/CV2020)は、CEFR2001 の重要な内容を分かりやすい形で示したもので、全ての言語能力記述文(Can do)が含まれている。
- ・CEFR を教育目的で使用する場合、教師や教師教育者は、更新された参照枠であるこの版(CEFR/CV2020)のほうが利用しやすいと感じるだろう。
- ・この版(CEFR/CV2020)には、必要に応じて CEFR2001 の各章を参照することができるリンクや参考文献がある。
- ・特定の分野に関する CEFR の各章の基礎となる概念と手引きを調べたい研究者は、現在も有効である CEFR2001 を確認する必要がある。

#### ○ CEFR の目的(序文 p.11)

- ・質の高い複言語教育を促進し、社会的な流動性を高めること。
- ・カリキュラム開発や教師教育の専門家の間の内省と交流を促進すること。
- ・複言語・複文化であるヨーロッパにおける全ての市民が言語能力の複雑さについて議論するためのメタ言語を提供すること。
- ・教育政策の立案者が透明で一貫性のある学習目標、学習成果について振り返るためのメタ言語を提供すること。
- ・仲介、複言語・複文化主義、手話能力の発展を通して、全ての人のための質の高いインクルーシブ教育に貢献し、複言語・複文化主義が社会に普及していくこと。

#### ○ CEFR/CV2020 の目的(第1章 p.21)

- ・CEFR2001 年版が非常に複雑な文章であり、多くの言語教育実践者にとって利用しにくいという意見に応えること。
- ・第二言語/外国語の教授と学習、及び複言語・複文化教育の質の向上を推進するために重要な概念について詳細な説明を加えること。
- ・CEFR2001 で示された言語能力記述文(Can do)について更新、追加を行うこと。
- ・CEFR2001 で示された言語教育の視座を拡張すること。
  - ① 言語の使用者/学習者を社会的存在として捉えるということ
  - ② やり取りにおいては意味が協働構築されるということ
  - ③ 仲介及び複言語・複文化能力の概念

#### ○ CEFR/CV2020 プロジェクトの焦点(第1章 p.22)

- ・2001 年版では欠けていた仲介及び複言語・複文化能力の言語能力記述文(Can do)の追加。
- ・プラス(+)レベルの言語能力記述文(Can do)の追加と Pre-A1 レベルの制定。
- ・「聞く」と「読む」の尺度の精緻化、「オンラインでのやり取り」「通信機器の利用(やり取り)」「文学的テクスト(読むこと/仲介)」の追加。
- ・A1 レベルと C レベル、特に C2 レベルについての言語能力記述文(Can do)の追加。
- ・言語能力記述文(Can do)のジェンダー的な中立、「母語・母語話者」という表現の言い換え、「話者/手話使用」といった示し方の提示。

(2) 補遺された内容一覧(CEFR/CV2020 英語版、第1章、p.23-25 表1、表2を翻訳)

- CEFR/CV2020 で新たに補遺された内容については、表2、表3の通りであり、本報告では一覧表のみを示す。
- 言語能力記述文 (Can do) の提出順序については、CEFR/CV2020 では受容能力に関するものから示されているが、CEFR2001 では、産出能力の次に受容能力に関するものという順番になっている。

表2 更新・追加された言語能力記述文 (Can do)

	CEFR2001における 言語能力記述文の 枠組みの有無	CEFR2001における 言語能力記述文の 有無	CEFR/CV2020で更新 した言語能力記述文の 有無	CEFR/CV2020で追加 した言語能力記述文の 有無
<b>コミュニケーション言語活動</b>				
受容				
聞くこと	✓	✓	✓	
読むこと	✓	✓	✓	
産出				
話すこと(発表)	✓	✓	✓	
書くこと	✓	✓	✓	
やり取り				
話すこと(やり取り)	✓	✓	✓	
書かれた言葉によるやり取り	✓	✓	✓	
オンラインによるやり取り				✓
仲介				
テクストの仲介	✓			✓
概念の仲介	✓			✓
コミュニケーションの仲介	✓			✓
<b>コミュニケーション言語方略</b>				
受容	✓	✓	✓	
産出	✓	✓	✓	
やり取り	✓	✓	✓	
仲介				✓
<b>複言語・複文化能力</b>				
複文化的なレパートリーの構築	✓			✓
複言語の理解	✓			✓
複言語的なレパートリーの構築	✓			✓
<b>コミュニケーション言語能力</b>				
言語能力	✓	✓	✓	✓ (音韻論)
社会言語能力	✓	✓	✓	
言語運用能力	✓	✓	✓	
<b>手話能力</b>				
言語能力				✓
社会言語能力				✓
言語運用能力				✓

\* 日本語訳については、本ワーキンググループにおける検討のための仮訳である。

表3 言語能力記述文(Can do)の更新・追加のまとめ(英語版第1章 p.24)

CEFR2020で取り扱われている内容	コメント
Pre-A1	CEFR2001、第3章5節の冒頭で述べられた、A1レベルへの途上にあるこの習熟度帯の言語能力記述文が、オンラインでのやり取りを含む多くの尺度(カテゴリー)に提供されている。
CEFR2001で公開されている言語能力記述文の変更	CEFR2001の第4章4節「コミュニケーション言語活動と方略」、第5章2節「コミュニケーション言語能力」における言語能力記述文の実質的な変更のリストは付録7(※)にある。言語能力記述文がジェンダー的に中立であり、モダリティを包含することを確実にするために、その他の様々な小さな変更がなされた。
C2レベルの言語能力記述文の変更	付録7のリストで提案されている変更の多くは、CEFR2001に含まれるC2レベルの言語能力記述文に関するものである。非常に絶対的な記述のいくつかの例は、C2レベルの使用者/学習者の能力をよりよく反映するように調整された。
A1~C2レベルの言語能力記述文の変更	その他の言語能力記述文についても、いくつかの変更が提案されている。単なる技術の変化(例:はがきや公衆電話への言及)を理由とした言語能力記述文の変更は行わないこととした。CEFR2001「音素の把握」の尺度(カテゴリー)は置き換えられた(下記参照)。主な変更は、言語能力記述文を手話に等しく適用できるように、モダリティを包含するようにしたことである。また、「母語話者」による言語的適応を行うこと(行わないこと)に言及する特定の言語能力記述文についても変更が提案されている。というのも、この用語はCEFR2001が発表されて以来、論争の的になっているからである。
プラス(+)レベル	プラスレベル(例:B1+、B1.2)の記述が強化された。プラス・レベルについては、付録1およびCEFR2001セクション第3章5節及び第3章6節を参照のこと。
音韻論	「音素の把握」の尺度(カテゴリー)は、「調音」と「音韻的特徴」に焦点を当て、再開発された。
仲介	仲介に対するアプローチは、CEFR2001で提示されたものよりも幅広い。テクストを仲介する活動に焦点を当てることに加え、概念を媒介する、コミュニケーションを媒介するための尺度(カテゴリー)が用意されており、合計19の尺度(カテゴリー)が媒介活動に関するものである。仲介方略(5つの尺度(カテゴリー))は、仲介の準備ではなく、その過程で用いられる方略に関するものである。
複文化	「複文化レパートリーの構築」という尺度(カテゴリー)は、コミュニケーションにおける複文化能力の使用を描写するものである。従って、焦点となるのは知識や態度ではなく技能である。この尺度(カテゴリー)は独自に開発されたものだが、既存のCEFR2001の尺度(カテゴリー)「社会言語的な適切さ」と高い一貫性を示している。
複言語	「複言語レパートリーの構築」の尺度(カテゴリー)における各言語能力記述文のレベルは、その組み合わせにおける弱い言語の機能レベルである。言語の使用者は、どの言語が関係しているかを明示的に示したほうがよいだろう。
関連する言語の明示	特定の文脈における実用的な使用のために言語能力記述文を最適化させる方法の一つとして、以下の尺度(カテゴリー)については、関連する言語を明示することを推奨する。 - 仲介:言語間の仲介(特にテクストの仲介) - 複言語能力:複言語の理解 - 複言語能力:複言語レパートリーの構築
文学	創造的な文章や文学に関する3つの新しい尺度がある。 - 読むこと:余暇活動としての読書(純粋に受容的なプロセス。CEFRに基づく言語能力記述文の他のセットから抜粋。) - 仲介:創造的なテクストに対して個人的な感想を表現すること(あまり知的でない低いレベル) - 仲介:創造的なテクストの分析と批評(より知的で高いレベル)。
オンライン	新たに以下の2つの尺度(カテゴリー)が設けられた: - やり取り:オンラインでの会話と議論 - やり取り:目標達成ためのオンライン上の業務処理と共同作業 この2つの尺度(カテゴリー)は、オンラインにおける典型的な言語活動を統合したな動に関するもので、相手からの返答の確認、やり取りだけでなく、双方向的な話し言葉でのやりとりや長時間の作業、チャット(話し言葉、書き言葉)の利用、ブログやディスカッションへの長い文章での投稿、他のメディアの埋め込みなどが含まれる。
他の言語能力記述文の尺度(カテゴリー)	CEFR2001は欠落していた、新しい尺度(カテゴリー)の提供。言語能力記述文はCEFRに基づく他のセットから引用した。 - やり取り:通信機器の利用 - 発表:情報を与える
新しい言語能力記述文とCEFRレベルとの調整	新しい言語能力記述文のレベルは、CEFRのレベルの基礎となっている数学的尺度に関する先行研究に基づいて正式に検証されている。
手話	言語能力記述文はモダリティが含まれている。さらに、手話能力に特化した14の尺度(カテゴリー)が含まれている。これらはスイスで行われた研究プロジェクトで開発された。
並行するプロジェクト	
年少の学習者	ヨーロッパ言語ポートフォリオ(ELPs)の、それぞれ7~10歳、11~15歳の2種類の年齢層向けの言語能力記述文をまとめた。現時点では、CEFR2020で示した新しい言語能力記述文と関連づけられた年少の学習者のための言語能力記述文はないが、年少の学習者との関連性が示されている。

※CEFR2001付録7の変更点は「日本語教育の参照枠(報告)」に掲載した言語能力記述文に反映されている。

\*日本語訳については、本ワーキンググループにおける検討のための仮訳である。

### (3) CEFR/CV2020 のキーコンセプト【鍵となる考え方】(英語版第2章から抜粋し翻訳)

#### 背景:

- CEFR は 1970 年代から 1980 年代にかけて欧州評議会における言語教育についての取組の延長として開発された。
- 行動中心アプローチは、1970 年代半ばに言語学習、教授などにおいて求められる内容を初めて機能的、概念的に明確にした「The Threshold Level (閾値レベル)」という出版物の中で提案されたコミュニケーション・アプローチを基礎とし、それを超えるものである。
- CEFR に関連するヨーロッパ言語ポートフォリオ (ELP) は、1991 年にスイスで開催された政府間シンポジウムによって推奨されるようになった。
- その副題が示すように、CEFR は主に学習と教育に関わるものである。CEFR は、教育機関におけるカリキュラム、教育、評価の透明性と一貫性及び教育機関間、教育部門間、地域間、国家間の透明性と一貫性を促進することを目的としている。

#### ① CEFR の目的、優先事項

- 言語教育の質的な改善とヨーロッパ的な開かれた複言語的市民の育成。
- 同時に、共通の基準点を示し、能力レベルの使用などについて責任を持つ。
- 言語使用者/学習者が言語ができる必要があることから逆算してカリキュラム、コース、試験について計画することを支援するためのツールである。
- 可能な限り多くの例示的な言語能力記述文 (Can do) を提供する。
- 標準化ツールではなく、教育改革プロジェクトを促進するためのツールである。

#### ② 行動中心アプローチ

- CEFR は包括的なもので、特定の教授法を推奨するものではない。
- 言語の使用者/学習者を「社会的存在」とみなし、言語を学習の対象ではなく、コミュニケーションの手段と考える。
- CEFR の方法論的なメッセージは、言語学習は、学習者が実生活の場面で行動し、自己表現し、さまざまな性質の課題を達成できるようにすることに向けられるべきであるということである。
- やり取りを通じての意味の協働構築を学習と教授の中心に置く。

#### ③ 複言語・複文化能力

- CEFR は、多言語主義 (社会的または個人で異なる言語の共存) と複言語主義 (個々の言語の使用者/学習者の動態的で発達している言語のレパートリー) を区別する。
- 複言語・能力とは、相互に関連する均一でない複数の言語・文化的な経験を持ちながら言語によるコミュニケーションを通して文化的な対応を行う柔軟かつ可変的な能力であり、一般的能力や方略と結びつけて課題遂行に用いられる。
- 複言語・複文化能力についての分類については「言語と文化への多元的アプローチのための参照枠 (以下、CARAP/FREPA という。)」<sup>5</sup> 参照。

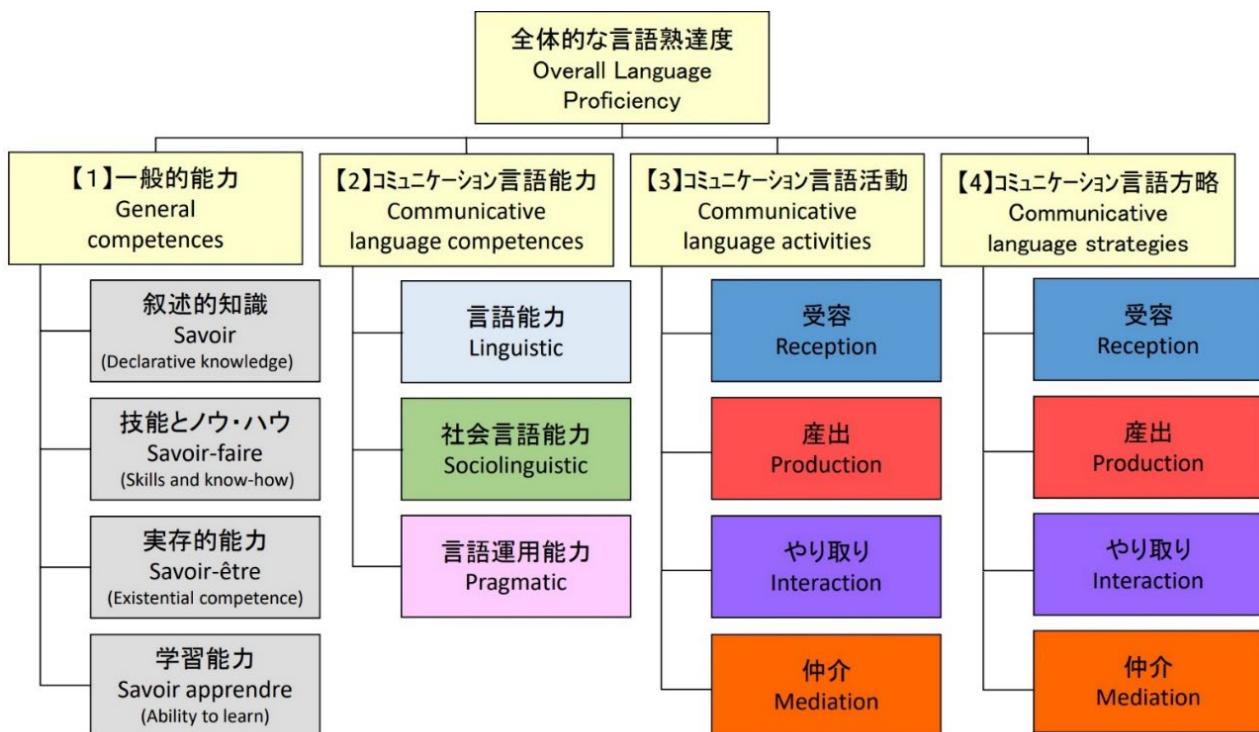
<sup>5</sup> フランス語: [Un Cadre de Référence pour les Approches Plurielles des Langues et des Cultures Compétences et ressources \(CARAP\)](https://www.education.gouv.fr/cadre-de-referencement-pour-les-approches-plurielles-des-langues-et-des-cultures)

英語: [A Framework of Reference for Pluralistic Approaches to Language and Cultures Competences and resources \(FREPA\)](https://www.education.gouv.fr/framework-of-reference-for-pluralistic-approaches-to-language-and-cultures-competences-and-resources)

#### ④ CEFRにおける言語能力の構成

- ・言語的な課題(task)<sup>6</sup>は、図1の【1】～【4】の能力を結び付け、多くの場合、他者との協働的な作業を経て達成される。
- ・例えば衣装ダンスを移動する作業を他者と進める際には、言語を介したコミュニケーションが必要だが、言語はここで課題(task)の焦点ではない。また、倫理的な問題における解決策について合意を取りつけたり、あるプロジェクトについての会議をおこなったりするなど、高度なコミュニケーションを必要とする課題(task)は、それを達成するために使われる言語ではなく、その結果に焦点がある。
- ・CEFRにおける言語能力の構成は、タスクベースのアプローチ、生態学的アプローチ、社会文化的アプローチ、社会構成主義理論によるアプローチを含む、第二言語学習についてのアプローチと高い互換性がある。
- ・図3は、CEFRにおける言語能力の構造である。全体的な言語熟達度は、【1】～【4】の能力、活動、方略によって構成されている。課題(task)は、能力と方略を動員した具体的な活動として遂行される。
- ・CEFRは、コミュニケーションの複雑さを捉えるには不十分であると考えられるようになってきた従来の四技能(「聞く」「読む」「話す」「書く」)を「コミュニケーション言語活動」と「コミュニケーション言語方略」に置き換えた。
- ・CEFRにおける言語能力の構造は、実際の言語使用をより反映し、意味が協働で構築される相互作用に基づいており、コミュニケーション言語活動/方略は受容(聞くこと、読むこと)、産出(話すこと(発表)、書くこと)、やり取り(話すこと(やり取り)、書くこと)、仲介の四つに整理できる。

図3 CEFRにおける言語能力の構造

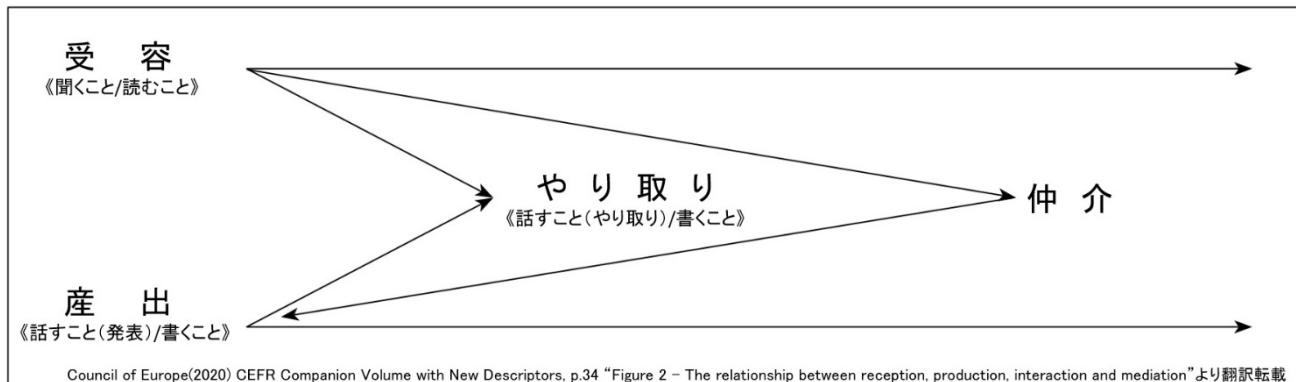


<sup>6</sup> 課題には、社会の中で目的を持って行う言語的/非言語的な行動の全てが含まれる。

- ・図4は、受容、産出、やり取り、仲介の四つの言語活動の関係を表している。受容と産出は話し言葉と書き言葉に分けられ、4技能（聞くこと、読むこと、話すこと（発表）、書くこと）に整理できる。やり取りには受容と産出が含まれるが、その総和以上の能力である。仲介は受容と産出を含み、多くの場合、やり取りも含まれる。
- ・CEFRでは、仲介の概念を以下のように説明している。

仲介活動は、受容的活動、産出的活動のどちらの場合でも、書き言葉でも口頭でも、何らかの理由で直接の対話能力を持たないもの同士の間のコミュニケーションを可能にするものである。第三者が直接入手できない原資料が表現するものを、翻訳、通訳、書き換え、要約または記録の形で与えるのである。仲介の言語活動は既存のテクストの再構成であり、現在社会における通常の言語機能の中でも重要な位置を占める。(CEFR2001 第2章 1.3)

図4 受容、産出、やり取り、仲介の関係



Council of Europe(2020) CEFR Companion Volume with New Descriptors, p.34 "Figure 2 – The relationship between reception, production, interaction and mediation"より翻訳転載

\*日本語訳については、本ワーキンググループにおける検討のための仮訳である。

## ⑤ 仲介

- ・言語を使用する場合には、複数の言語活動が関係する場合が多い。仲介は、受容、産出、やり取りの各言語活動を結び付けるものである。言語を使用する時には、メッセージを伝えるだけではなく、「言語化」（アイデアを話し、それによって考えを明確にする）と呼ばれるものを通して、アイデアを発展させたり、コミュニケーションを促進したりする。
- ・CEFR/CV2020では、言語間の仲立ちを意味する「テクストの仲介」だけでなく、言語学習における個人と社会の相互作用による意味の協働構築などを捉えた「概念（コンセプト）の仲介」、「コミュニケーションの仲介」についての言語能力記述文（Can do）が示された。
- ・概念（コンセプト）の仲介とは、グループでの協働的な作業の中で議論を調整、整理したり、新たな意味や関係性を構築したりする言語活動である。
- ・コミュニケーションの仲介とは、異なる社会・文化的な背景を持つ者同士のコミュニケーションを取り持ち、円滑化を促す言語活動である。
- ・このような幅広いアプローチが取られるになったのは、ますます多様化する教室において、内容言語統合型学習（Content and Language Integrated Learning 以下 CLIL という。）が普及する中、仲介が全ての学習、特に全ての言語学習の一部であると見なされるようになってきているからである。
- ・仲介の言語能力記述文（Can do）は、特に小グループでの協働的な課題解決学習に関連が深い。このような学習活動における課題は、学習者が様々なインプットを共有し、情報を説明し、目標を達成するために協力して作業を進められるように設定することができる。このような学習が CLIL の文脈で行われる場合、さらに関連性が高くなる。

## ⑥ 共通参照レベル

- ・言語の熟達度は連続体であり、虹の色のようにその境界は曖昧であるが、CEFR ではそれを単純化した六つの色（レベル）で示している。
- ・CEFR/CV2020 では、スイスのリンガレベルプロジェクトと日本の CEFR-J プロジェクト<sup>7</sup>の言語能力記述文（Can do）をもとに Pre-A1 レベルを設定した。両者はともに小中学生に対する外国語学習を対象としている。
- ・最も高いレベルである C2 は、理想的な母語話者、十分な教育を受けた母語話者、または母語話者に近いパフォーマンスができるということとは関係がない。
- ・共通参照レベルについて、利用する際は必要に応じてプラス（+）の言語能力記述文（Can do）を参照したり、レベル各レベルを細分化したりして用いる<sup>8</sup>ことができる。

## ⑦ プロファイル

- ・プロファイルとは、言語の使用者/学習者における複雑かつ部分的に発達した言語能力像（横顔）<sup>9</sup>のことを指し、特定の言語使用者の個別またはグループの言語の習熟度を示したり、ニーズを分析したりするために有益である。
- ・共通参照レベルは、熟達度を確認するために言語能力を単純化したものである。CEFR に多くの言語能力記述文（Can do）があるのは、学習者一人ひとりの複雑な言語能力像を描写するためである。
- ・プロファイルは、言語使用者/学習者の複言語能力を表すものを作成することもでき、個々のプロファイルは、その人が置かれている状況や職業的な経験などの影響を受けて常に不均等で部分的に発達したものである。
- ・同じレベルとされている、二人の言語使用者/学習者の間のプロファイルが完全に同じものとなることはない。それは、プロファイルには、それまでの人生経験や、CEFR では一般的能力として説明している個人の様々な固有の能力が反映されているからである。

## ⑧ CEFR の言語能力記述文（Can do）

- ・言語能力記述文（Can do）は、包括的なものではなく、あくまでも例示的なものである。また、同じレベルの他のものとは別に開発され、調整されているため、個々に独立して使用することができる。
- ・言語能力記述文（Can do）の目的は、カリキュラム開発のための情報を提供することにあるほか、ヨーロッパ言語ポートフォリオ（European Language Portfolio: ELP）における自己評価チェックリストとして使われることもある。しかし、評価自体を主な目的としたものではないため、言語能力を評価するための全ての観点を備えている訳ではない。このような意味においても言語能力記述文（Can do）は例示的なものである。
- ・CEFR2001 の言語能力記述文（Can do）は、40 の言語に翻訳された。しかし、これらは「データバンク」と呼ばれ、後に拡張される可能性があるものあると考えられており、CEFR/CV2020 で更新された。
- ・言語能力記述文（Can do）が教員グループにおける実践共同体のネットワークの構築と発展のためのメタ言語を提供することも目的としている。

<sup>7</sup> 新しい日本の英語教育のための汎用枠。詳細は、[CEFR-J](#) 参照。

<sup>8</sup> 詳細は、CEFR 日本語訳「3.5 枝分かれ方式の柔軟性」（p.27-33）参照。

<sup>9</sup> プロファイルの事例は、CEFR/CV2020、p.38-40 の図 6-10 参照。「日本語教育の参考枠」（報告）におけるプロファイルにあたるものとしては、同参考枠 p.18 の図2参照。

- ・CEFR の利用者は学習者のニーズに合致していると思われるレベルの言語能力記述文 (Can do) を選び、文脈に応じて最適化し、足りないものを補うことができる。

⑨ CEFR の言語能力記述文 (Can do) の利用

- ・言語能力記述文 (Can do) の主な機能は、カリキュラム、教育実践、評価との間の調整を支援することであり、以下の詳細でありながらも柔軟なリソースを提供している。
  - ・学習目標を実世界での言語使用と関連付けることで、行動中心アプローチによる学習の枠組みを提供する。
  - ・学習者、保護者、スポンサーに透明性のある「道しるべ」を提供する。
  - ・継続的なニーズ分析の過程で、成人学習者と学習内容の優先順位を交渉するための「メニュー」を提供する。
  - ・教師に対して、いくつかの言語能力記述文 (Can do) で説明された活動を含むクラスでの課題 (task) を提案する。
  - ・外部の枠組み (ここでは CEFR) を用いた評価基準の導入
- ・言語能力記述文 (Can do) は、コースの学習目標を設定するために用いられる。最終的なカリキュラムで示される言語能力記述文 (Can do) のリストは、適切な長さに調整する必要がある。あるカリキュラム全体の学習目標のリストには 60~80 個、教師による評価、あるいは自己評価のチェックリストには 10~20 個の言語能力記述文 (Can do) が示される。
- ・言語能力記述文 (Can do) は、透明性を確保した評価基準の作成に有効である。
- ・言語能力記述文 (Can do) を利用する際には、コミュニケーション言語活動とコミュニケーション言語能力を区別して扱うことが重要である。前者は設定した課題 (task) について教師と学習者による評価に適しており、後者は課題 (task) をどれくらい達成できたかについて、より精緻で質的な評価基準を定めるための情報源になる。
- ・学習者と教師は、表4で示す通り、言語能力記述文 (Can do) を異なる目的で用いる。

表4 言語能力記述文 (Can do) の異なる使用目的 <sup>10</sup>

	言語の使用者/学習者が何ができるか (CEFR2001第4章)	言語の使用者/学習者がどのくらいよく できるか (CEFR2001第5章)	関係する人
精緻な利用法	カリキュラム編成のための 「活動Can do」の利用	診断的な評価、試験作成のための 「能力Can do」の活用	カリキュラム編成者、教員
シンプルな利用法	学習者による学習目標のための 「活動Can do」の利用	自己評価のための 「能力Can do」の活用	学習者、保護者、雇用主など

\*日本語訳については、本ワーキンググループにおける検討のための仮訳である。

- ・CLIL における学習活動でのやり取りにおいて起こる教師と学習者、あるいは学習者間の相互作用や意味の協働構築は、仲介の機能を持ち、教室は学習者の複言語・複文化についての認識を高め、発展させるための場所とすることができる。
- ・仲介に関する言語能力記述文 (Can do) は、言語教育の教室で遂行される課題 (task) の幅を広げ、言語の使用者/学習者が伸ばそうとしている複文化・複文化能力の評価に役立つことを強く望んでいる。

<sup>10</sup> 表中の「活動 Can do」「能力 Can do」は「日本語教育の参照枠」(報告)における用語で、それぞれコミュニケーション言語活動とコミュニケーション言語能力に関連する言語能力記述文のことを指す。

### 3. 「日本語教育の参照枠」(報告)見直しのための方針

#### (1) 日本語教育に係る法律や方針等で示された考え方

- 「日本語教育の参照枠」(報告)の見直しにあたっては、下記の日本語教育に係る法律や方針等で示された考え方を踏まえる必要がある。

##### ① 日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)

「多様な文化を尊重した共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与すること」

「日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発・普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずる」

##### ② 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月閣議決定)

「日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにする」

##### ③ 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和4年閣議決定、令和5年一部変更)

「安心・安全な社会/多様性に富んだ活力ある社会/個人の尊厳と人権を尊重した社会」

「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」

##### ④ 外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂)

「(外国人材の受け入れ環境整備に当たっては)受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要である」

#### (2) 「日本語教育の参照枠」(報告)見直しのための方針

- 本報告では、これまでに示された日本語教育に係る法律や方針等を踏まえ、「日本語教育の参照枠」(報告)で示した通り、社会的存在である日本語学習者が、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮していくためには、言語・文化の相互理解、相互尊重を前提として、多様な人々が社会、言語をめぐる様々な課題に対して取り組んでいく中で新たな価値を創造していくことが重要である。

- 日本語を使用してこのような取組を進めていくためには、コミュニケーションの円滑化が不可欠である。そのためには、コミュニケーションを行う相手の文化的、社会的な背景を理解すること、様々な方法を用いて自分の考えを伝えること、相手の考えを理解したり、確認したりすることについて学ぶ必要がある。

- また、コミュニケーションの円滑化を進める際には、何らかの手助けが必要な場合多く、人や機械、通信機器等による通訳や翻訳といった言語的な手助けのほか、より平易な表

現に言い換えて伝えることなどがある。また第三者が、社会的、文化的な背景について追加的に説明したり、個々の考え方や意見を調整したりするといったことも考えられ、このような何らかの手助けを活用する方法を学ぶことも重要である。

- 「共生社会の実現」に資する日本語教育とは、日本語教育に関わる全ての人々が共生社会の担い手として、言語・文化の相互尊重・相互理解を前提とし、様々な方法を用いて個々の考え方や意見を調整しながら、新たな価値の創造を試みていくための日本語によるコミュニケーション活動を支援するものである。
- 本報告では、このような点を踏まえ、CEFR/CV2020 で示された考え方や指標の中から、下記について、できる限り日本語教育における事例を挙げながら示す。
  - (1) 複言語・複文化能力（異文化間能力）
  - (2) 仲介
  - (3) コミュニケーション言語方略
  - (4) オンラインにおけるコミュニケーション
- CEFR/CV2020 において示された手話能力に関しては、日本語教育においても今後取り組んでいくべき重要な事項である。ただし、現在は日本語教育における方針を示すことができるまでの教育的なノウハウの蓄積に至っていないという状況があるものと思われる。そこで、まずは委託事業等<sup>11</sup>において、教育的な知見を蓄積することとし、手話能力については今後検討していくべき課題とする。
- 外国人を受け入れる日本人の側についても、同じ社会で生活する日本語使用者として、お互いの言語・文化を理解し、尊重していくことが大切である。そこで、本報告では、日本語教育の文脈から、日本語教師、日本語学習者、支援者、日本語教育コーディネーターなど、日本語教育に関わる人々に求められる共生社会の実現のための資質や能力について示すこととする。
- CEFR/CV2020 で示された複言語・複文化能力については、「日本語教育の参考枠」（報告）が CEFR2001 を日本語教育の文脈に捉え直したもの（複言語能力については、例えば、漢字圏の学習者が漢字についての知識を活用して日本語学習を進めるなど、あくまでも日本語学習において活用されるという位置づけ）であることを踏まえ、異文化間能力<sup>12</sup>として示す。
- 本報告では、CEFR/CV2020 の内容について、その考え方を中心に示すこととする。CEFR/CV2020 で示された言語能力記述文（Can do）の数は膨大であるため、個別の言語能力記述文（Can do）については、本報告と関連が特に深いもののみを示すこととし、それ以外のものについては、CEFR/CV2020 の原典<sup>13</sup>を参照するものとする。

<sup>11</sup> 文化庁「「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業」参照。

[令和5年度地域日本語教育実践プログラム | 文化庁 \(bunka.go.jp\)](https://www.bunka.go.jp/5nendo/program.html)

<sup>12</sup> intercultural を「相互文化」と訳す例もあるが、現状においては「異文化間」という訳語の方が一般的であるため、本報告では、「異文化間」を用いることとする。

<sup>13</sup> [16809ea0d4 \(coe.int\)](https://www.coe.int/t/16809ea0d4) 参照

## コラムⅠ:CEFR/CV2020における手話能力について

- CEFR/CV2020において更新、追加された内容に手話能力についての言及があります。これまでに示された尺度（カテゴリー）を手話に等しく適用できるように、言語能力記述文（Can do）が更新、追加されました。さらに、手話能力に特化した「手話言語のレパートリー」「手話の流ちょうさ」などの14の新たな尺度（カテゴリー）が設けされました。
- CEFR/CV2020では、「手話は、単なる身振り手振りによるコミュニケーションの一形態ではなく、話し言葉を表現するための単なる別の媒体でもない。言語学的な研究は、手話が話し言葉と同様にそれ自体が人間の言語であり、話し言葉と同様の言語的特徴、手段、規則、制限を示すことを示す十分な証拠を提供してきた。」と説明しています。
- また、「生まれつき聴覚障害のある人は、親や周りの人々から適切なインプットを受けることで、第一言語として手話を習得することができる。」として、手話を独立した一つの言語として位置付けています。
- 手話能力についての言及は、第Ⅱ章、CEFR/CV2020の目的（p.15）で触れた通り、「仲介、複言語・複文化主義、手話能力の発展を通して、全ての人のための質の高いインクルーシブ教育に貢献し、複言語・複文化主義が社会に普及していくこと」を目的としており、手話での教育のための共通の学習目標、カリキュラム、およびレベルを定義する必要があるためです。

### 更新、追加された言語能力記述文（Can do）の例

#### 活動 Can do「話すこと（発表）」【長く一人で話す：経験談】

A1:事前に準備できれば、簡単な言葉や基本的な表現、を使って、日常生活の単純な場面を一連の簡単な文で説明することができる。

#### 活動 Can do「話すこと（やり取り）」【対話相手の理解】

A2.2:時々繰り返しや言い換えを求めることが許されるなら、自分に向けられた、身近な事柄について、はっきりとした、共通語、共通的な手話での話は大抵理解できる。

#### 方略 Can do【補償】

B1.1:直接当てはまる単語、手話は思い出せないが、そのものの具体的な特徴を定義できる。

#### 能力 Can do【言語構造的能力/使える言語の範囲】

A2.1:基本的な構文を使うことができ、いくつかの単語や覚えた言い回し、手話を使って、自分自身や他人について、職業、特定の場所、持ち物などに関してコミュニケーションすることができる。

### 関連ウェブサイト

欧洲評議会欧洲現代語センターウェブサイト「[手話とヨーロッパ言語共通参照枠](#)」（英語）

コラム2:「成人移民の言語統合のためのリテラシーと第二言語学習」  
(Reference guide on Literacy and Second Language Learning for the Linguistic Integration of Adult Migrants: LASLLIAM)  
が示す言語能力記述文(Can do)について

- 本報告(LASLLIAM)は、非識字または低識字の成人移民のための質の高い学習をサポートし、社会的包摶、教育と雇用へのアクセスを促進するために、専門家のグループと欧洲評議会教育局によって2022年に公開されました。
- 非識字または低識字である成人移民は、初めて読み書きを学ぶか、基本的な識字能力を身に付けながら第二言語を学ぶ必要があるため、必要な言語レベルに到達するのに一般的な学習者よりも多くの学習時間が必要となります。これまでこのような特定のニーズはあまり考慮されなかったため、本報告が取りまとめられました。
- 本報告では CEFR/CV2020 では明示的に取り扱われていない識字教育に取り組む方法を示すとともに、四つのレベルとそれに対応する言語能力記述文(Can do)や、技術的なリテラシー、デジタルスキルなどについての能力記述文を示しています。
- 本報告における四つのレベル  
本報告では CEFR/CV2020 で示している Pre-A1 レベルの下にさらに2段階のレベルの設定し、4つのレベルを示しています。これは、非識字または低識字である成人移民の言語学習の熟達を丁寧に把握するためです。
- 日本語教育においても、同様の特定のニーズは移民、避難民に対する日本語教育等などで想定され、識字教育としての視点について考慮する必要があります。

LASLLIAM	CEFR2020
LASLLIAM 4	A1
LASLLIAM 3	Pre-A1
LASLLIAM 2	
LASLLIAM 1	

↑ 高  
↓ 低

### 言語能力記述文

#### 技術的なリテラシー(読むこと)

LASLLIAM 4:文を理解する補助として、句読点を理解できる。

LASLLIAM 3:短くて単純な構造の文を読むことができる。

LASLLIAM 2:よく使われる様々なフォントや印刷形式(斜体など)を認識できる。

LASLLIAM 1:練習した単語の大文字と小文字を区別できる。

#### 産出(書くこと)

LASLLIAM 4:簡単な言葉を使い、個人的な情報(家族や好き嫌いなど)を書くことができる。

LASLLIAM 3:辞書を見ながら、簡単な個人情報(氏名、国籍など)を書くことができる。

LASLLIAM 2:練習した上でなら、簡単な個人情報(氏名、国籍など)を書くことができる。

LASLLIAM 1:簡単な個人情報(氏名、国籍など)を書き写すことができる。

関連ウェブサイト <https://www.coe.int/en/web/lang-migrants>

### Ⅲ 「日本語教育の参考枠」(報告)見直しの際に盛り込むべき内容について

#### 1. 言語教育観の捉え直し

##### 1 日本語学習者を社会的存在として捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段である。

##### 2 言語を使って「できること」に注目する

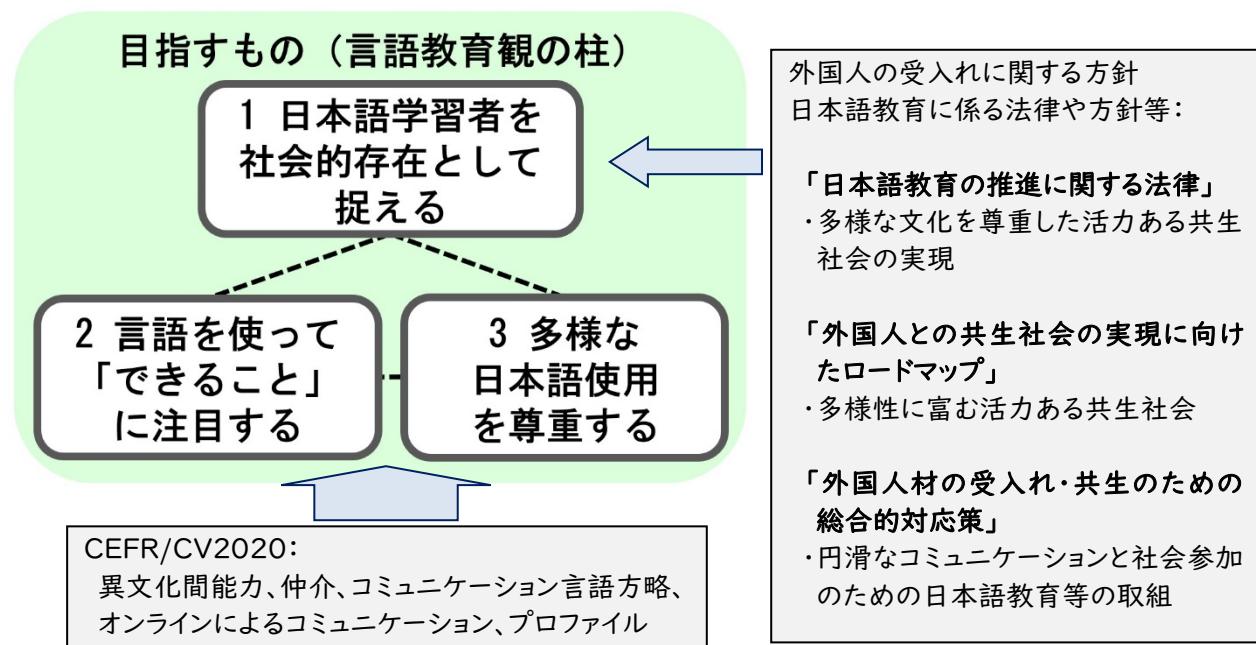
社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

##### 3 多様な日本語使用を尊重する

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。

- 「日本語教育の参考枠」(報告)では、言語教育観の柱として上記の三つを示した。「日本語教育の参考枠」(報告)の見直しにあたっては、外国人の受入れ、日本語教育に係る法律や方針等及び CEFR/CV2020 において示された考え方から、言語教育観の柱を捉え直し、さらに充実させていくことが必要である。そこで、言語教育観の柱のそれぞれについて、言語教育観の柱を捉え直し(図5)、次ページの通り加筆案を示す。

図5 言語教育観の柱の捉え直し



## (1) 日本語学習者を社会的存在として捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段である。

### 【外国人の受入れに関する方針、日本語教育に関する方針から、下記の説明を追加】

より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮していくためには、日本語学習者及び日本語教育に関わる全ての人々が多様性に富む活力ある共生社会の担い手として、個々の意見や考え方を調整しながら、新たな価値の創造、合意の形成を試みていくための日本語によるコミュニケーションの促進が重要である。

## (2) 言語を使って「できること」に注目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

### 【CEFR/CV2020 の仲介、コミュニケーション言語方略、オンラインによるコミュニケーションから、下記の説明を追加】

言語を使って「できること」を増やしていくためには、日本語学習者が学ぶことに加え、「多様な人々との助け合いを通して」、「他者による橋渡しによって」、「確認や言い換えを求めるなどの様々な方法を用いて」、「ICT 技術を利用して」など様々な方法がある。「できること」を日本語学習者の努力だけでなく、他者との関わりや様々な方法・技術を用いることで、その幅を広げていくことが重要である。

## (3) 多様な日本語使用を尊重する

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。

### 【CEFR/CV2020 の異文化間能力から、下記の説明を追加】

ここで言う日本語の在り方とは、形式面だけではなく、伝えようとするメッセージの背景にある考え方、伝え方なども含まれる。言語・文化の相互尊重・相互理解を前提として、多様な日本語の在り方を肯定的に捉え、日本語によるコミュニケーションをさらに豊かにしていくことが重要である。

## 2. 日本語教育におけるプロファイル

### (1) 日本語教育の対象に応じたプロファイルの作成

- プロファイルは、個人、グループに関わらず日本語学習者の日本語によるコミュニケーション能力の現状を把握し、学習ニーズを分析するために用いることができる。また、学習ニーズの分析をもとに設定した到達目標（育成したい日本語によるコミュニケーション能力の在り様）を具体的に示すことにも用いることができる。
- カリキュラム作成にあたっては、学習者に応じた到達目標を設定するために、p.20 で示した「図1 CEFR における言語能力の構造」を参照し、学習者にとって必要な能力は何かを確認し、どのような能力についてどのくらいの時間をかけて、どの程度伸ばしていくのかを検討した上で、次ページに示すようなプロファイルについてのチャート図を作成するといい。
- 設定する到達目標について、参照できるものがあれば、育成を目指す言語活動や能力ごとに様々な種類の言語能力記述文（Can do）を組み合わせ、カリキュラムを作成する。また、適切な言語能力記述文（Can do）がなければ、今あるものをもとに新たなものを作成してもよい。
- 到達目標のほかに、自律的に学習を管理する力など、言語能力記述文（Can do）をもとにしない一般的能力についての目標を設定することも必要である。その場合、示した目標について、どのような評価を行うか（教師によるフィードバック、ポートフォリオによる評価など）についても検討し、到達目標と共に学習者と共有し、評価基準の透明化を図ることが重要である。

## (2) 日本語教育におけるプロファイル

- 図6、7、8で示す三つのプロファイルは、生活、留学、就労それぞれの分野の学習者にとって必要と思われるコミュニケーション言語活動についての到達目標を事例として示したものである。

図6 事例1(生活分野):来日間もない生活者の場合

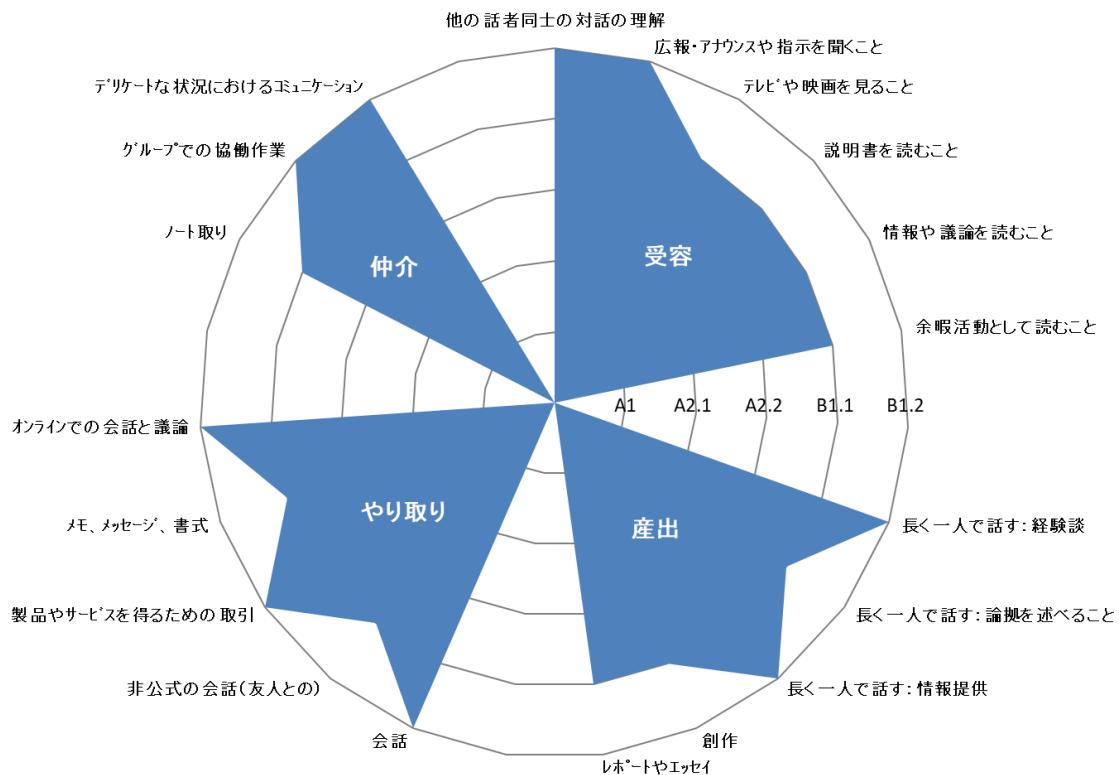


図7 事例2(留学分野):大学院進学を目指す日本語学校の学生の場合

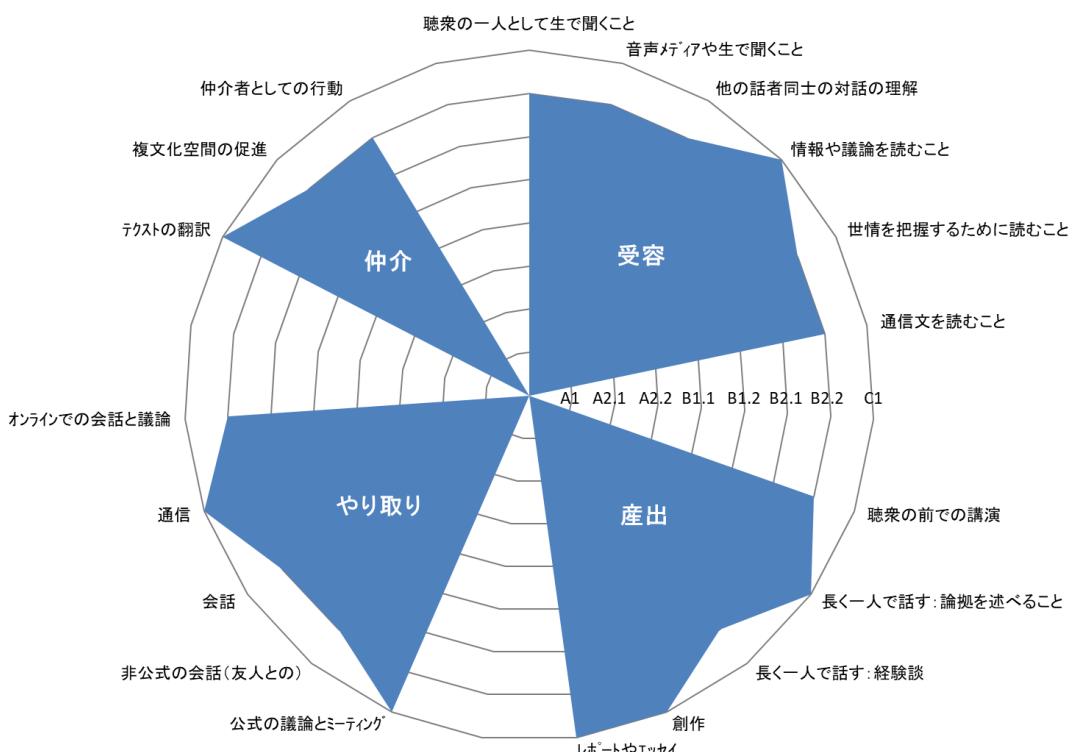
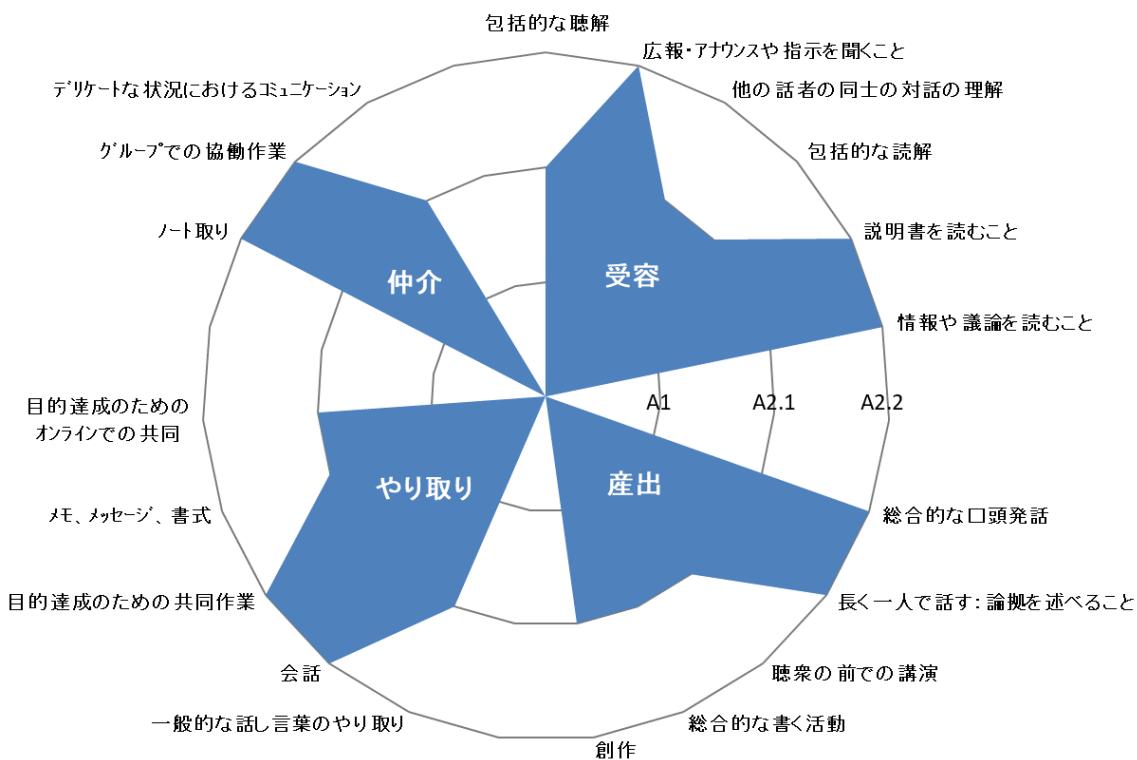


図8 事例3(就労分野):特定技能(介護)で来日予定の介護士の場合



- ここで示す三つのプロファイルは、生活、留学、就労それぞれの分野の学習者にとって必要と思われるコミュニケーション言語活動についてのプロファイルである。プロファイルには、必要に応じて、コミュニケーション言語能力、コミュニケーション言語方略についても到達目標を加えて、さらに精緻なプロファイルを作成することもできる。
- また、学習者が持つ言語能力を幅広く把握するためには、用いることができる複数の言語のチャートを重ねる形でのプロファイルを作成することもできる。このようなプロファイルは学習者の複数言語使用の状況を振り返り、その上で日本語学習をどのように進めていくか、日本語ではどのようなことができるようになりたいかについて考えるまでの手掛かりとなる。

### コラム3:English Profile と Profile Deutsch(ドイツ語プロファイル)

- プロファイルとは、p.21 で説明した通り、言語の使用者/学習者における複雑かつ部分的に発達した言語能力像(横顔)のことを指しますが、言語材料(文法、語彙等)に注目したプロファイルもあります。
- 第二言語としての英語教育については、English Profile、同じくドイツ語教育について Profile Deutsch(ドイツ語プロファイル)が公開されており、CEFR の共通参照レベルに対応した文法や語彙、言語能力記述文(Can do)などが示されています。
- このような CEFR の例示的能力記述文や共通参照レベルを特定の言語教育に適用したもの RLDS(Reference level descriptions)といい、英語やドイツ語のほかに、クロアチア語、チェコ語、フランス語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語などがあります。

#### English Profile

- ・English Profile はケンブリッジ大学とブリティッシュ カウンシルが中心となって進めているプロジェクトで、テストデータのコーパスを利用し、共通参照レベルに対応した語彙と文法項目を示しており、ウェブサイトで検索できる。
- ・このほかにも英語教材を分析し、扱われている文法項目を共通参照レベルにあてはめた Core Inventory というリストも公開されている。
- ・中には異なるレベルとして示される語彙や文法項目があるが、この二つで示された語彙や文法項目の多くは、結果となっている。

#### Profile Deutsch(ドイツ語プロファイル)

- ・ドイツ語プロファイルは、欧州評議会の主導のもと、ドイツ、オーストリア、スイスの協力によって、2005 年に開発され、2018 年からオンラインによる改定版の議論が始まっている。
- ・この中には共通参照レベルに対応した、自己評価表、言語能力記述文(Can do)、語彙、文法、表現のほか、グループ プロファイルという、特定の学習者集団が遭遇するであろうと考えられる言語使用場面をまとめたものが含まれている。
- ・特徴としては、他の言語に先がけて仲介能力についての言語能力記述文(Can do)を示していることのほか、言語能力記述文(Can do)を「広域 Can do」(どのくらいできるか)、「詳細 Can do」(何ができるか)、「現場 Can do」(「詳細 Can do」をさらに具体化した事例)に分けて示している点などである(詳細については、下記、国際交流基金(2009)参照。)。

#### 関連ウェブサイト

- ・[English Profile のポータルサイト](#)
- ・[ブリティッシュ カウンシル Core Inventory for General English](#)
- ・[ゲーテ インスティテュート Profile Deutsch の紹介ページ\(ドイツ語\)](#)
- ・[国際交流基金\(2009\)JF 日本教育スタンダード試行版、IV-3ドイツ語プロファイル](#)
- ・[各国語の参照レベル記述 Reference level descriptions \(RLDs\)](#)

### 3. 日本語によるコミュニケーション能力の更新と追加

#### (1) 「日本語教育の参照枠」(報告)における「言活動別の熟達度」更新

- 表5は、CEFR/CV2020において更新された自己評価表である。これまでの自己評価表に「書くこと、オンラインでのやり取り」「仲介」についての尺度が追加されている。

表5-1 CEFR/CV2020 自己評価表

		A1	A2	B1
受容	口頭表現の理解	はっきりとゆっくりと話して/ <b>手話</b> で伝えて(-)もらえれば、自分、家族、すぐ周りの具体的なものに関する聞き慣れた語やごく基本的な表現を聞き取れる。	(ごく基本的な個人や家族の情報、買い物、近所の <b>地理</b> (-)、仕事などの)直接自分に関連した領域で最も頻繁に使われる語彙や表現を理解することができる。 短い、はっきりとした簡単なメッセージやアナウンスの要点を聞き取れる。	仕事、学校、娯楽で普段出会うような身近な話題について、明瞭で標準的な <b>言葉</b> による( <b>話し方</b> )会話なら要点を理解することができる。 話し方が比較的ゆっくり、はっきりとしているなら、時事問題や、個人的もしくは仕事上の話題についても、ラジオやテレビ番組の要点を理解することができる。
	読みの理解	例えば、掲示やポスター、カタログの中のよく知っている名前、単語/ <b>手話</b> 、単純な文を理解できる。	ごく短い簡単なテクストなら理解できる。 広告や内容紹介のパンフレット、メニュー、予定表のようなものの中から日常の単純な具体的に予測がつく情報を取り出せる。 簡単で短い個人的な手紙は理解できる。	非常によく使われる日常言語や、自分の仕事関連の言葉で書かれたテクストなら理解できる。 起きたこと、感情、希望が表現されている私信を理解できる。
産出	口頭での産出	どこに住んでいるか、また、知っている人たちについて、簡単な語句や文を使って表現できる。	家族、周囲の人々、居住条件、学歴、職歴を簡単な言葉で一連の語句や文を使って説明できる。	簡単な方法で語句をつないで、自分の経験や出来事、夢や希望、野心を語ることができる。 意見や計画に対する理由や説明を簡潔に示すことができる。 物語を語ったり、本や映画のあらすじを話し、またそれに対する感想・考えを表現できる。
	書くことの産出	簡単な個別の言い回しや文を作成することができる。	「そして」、「しかし」、「なぜなら」などの簡単な接続詞で結び付けられた、一連の簡単な言い回しや文を作成することができる。	身近で個人的に関心のある話題について、直接的につながりのあるテクストを作成する(書く)ことができる。

- 「日本語教育の参考枠」(報告)における「言活動別の熟達度」についても、これをもとに内容の更新についての検討が必要である。また、この表の中には、異文化間能力についての尺度がないため、言語能力全体における異文化間能力の位置づけについては、別途検討が必要である。
- 赤字は CEFR2001からの修正・追加された表現であり、( )は修正前の表現である。

(オンラインでのやり取りと仲介を加えた拡張されたもの)

B2	C1	C2
<p>長い話(会話)や講義を理解することができる。また、もし話題がある程度身近な範囲であれば、議論の流れが複雑であっても理解できる。</p> <p>たいていのテレビのニュースや時事問題の番組も分かる。</p> <p>標準的な言葉による(標準語の)映画なら、大部分は理解できる。</p>	<p>たとえ構成がはっきりしなくて、関係性が暗示されているにすぎず、明示的でない場合でも、長い話が理解できる。</p> <p>特別の努力なしにテレビ番組や映画を理解できる。</p>	<p>生であれ、放送されたものであれ、自然な速さの(母語話者の速い)スピードで話されても、その話し方の癖に慣れる時間の余裕があれば、どんな種類の口頭による(話し)言葉も、難無く理解できる。</p>
<p>筆者の立場(姿勢)や視点が出ている現代の問題についての記事や報告が読める。</p> <p>現代文学の散文は読める。</p>	<p>長い複雑な事実に基づくテクストや文学テクストを、文体の違いを認識しながら理解できる。</p> <p>自分の関連外の分野での専門的記事も長い、技術的説明書も理解できる。</p>	<p>抽象的で、構造的にも言語的にも複雑な、例えばマニュアルや専門的記事、文学作品のテクストなど、事実上あらゆる形式で書かれた言葉/手話 を容易に理解できる。</p>
<p>自分の興味関心のある分野に関連する限り、幅広い話題について、明瞭で詳細な説明をすることができる。</p> <p>時事問題について、いろいろな可能性の長所、短所を示して自己の見方を説明できる。</p>	<p>複雑な話題を、派生的問題にも立ち入って、詳しく論ずることができ、一定の観点を展開しながら、適切な結論でまとめて上げることができる。</p>	<p>状況にあった文体で、はっきりとすらすらと流暢に記述や論述ができる。効果的な論理構成によって聞き手に重要点を把握させ、記憶にとどめさせることができる。</p>
<p>興味関心のある分野内なら、幅広いいろいろな話題について、明瞭で詳細な説明文を作成する(書く)ことができる。</p> <p>エッセイやレポートで情報を伝え、一定の視点に対する支持や反対の理由を示す(書く)ことができる。</p>	<p>適当な長さでいくつかの視点を示して、明瞭な構成で自己表現ができる。</p> <p>自分が重要だと思う点を強調しながら、(手紙や)エッセイやレポートで複雑な主題について詳細な解説を作成すること(を扱うことが)できる。</p> <p>読者を念頭に置いて適切な文体で様々な種類のテクストを作成(選択)できる。</p>	<p>明瞭な、流暢な文章を適切な文体で作成する(書く)ことができる。</p> <p>効果的な論理構成で事情を説明し、その重要点を読み手に気づかせ、記憶にとどめさせるように、複雑な内容の手紙、レポート、記事を作成する(書く)ことができる。</p> <p>仕事や文学作品の概要や評を作成する(書く)ことができる。</p>

\*日本語訳については、本ワーキンググループにおける検討のための仮訳である。

表5-2 CEFR/CV2020 自己評価表

		A1	A2	B1
やり取り	口頭でのやり取り	相手がゆっくり話し、繰り返したり、言い換えたりしてくれて、また自分が伝えたい（言いたい）ことを表現するのに助け船を出してくれるなら、簡単なやり取りをすることができます。 直接必要なことやごく身近な話題についての簡単な質問なら、聞いたり答えたりできる。	単純な日常の仕事の中で、情報の直接のやり取りが必要ならば、身近な話題や活動について話し合いができる。 通常は会話を続けていくだけの理解力はないのだが、短い社交的なやり取りをすることはできる。	当該言語圏の旅行中に最も起こりやすいたいていの状況に対処することができる。 例えば、家族や趣味、仕事、旅行、最近の出来事など、日常生活に直接関係のあることや個人的な関心事について、準備なしで会話に入ることができます。
	書くこと、オンラインでのやり取り	自分が何をしたか、どのように気に入ったかについて、短い簡単なあいさつを投稿し、コメントに対し、ごく簡単に反応できる。 他の投稿や画像、メディアに簡単な反応ができる。 個人情報を記入欄に入力して、ごく簡単な買い物ができる。	自分の気持ち、自分が何をしているのか、何を必要としているのかを表現し、コメントに対して感謝、謝罪、質問への回答するなどの基本的な社会的交流ができる。 商品の注文などの簡単な取引をすることができ、簡単な指示に従うことができ、協力的な相手とならば、協力して課題に取り組むことができる。	事前に準備することができれば、経験や出来事、印象や感情についてのやり取りができる。 簡単な説明を求めたり、与えたりすることができ、コメントや質問にある程度詳しく答えることができる。 より複雑な概念を明確にするために、画像、統計、グラフなどの視覚教材があれば、プロジェクトのグループでやり取りできる。
仲介	テクストの仲介	標識や掲示物、ポスターやプログラムなど、短い簡単なテクストによる、単純で予測可能な情報を伝えることができる。	簡単な言葉ではっきり表現されれば、日常の身近な話題について、短い簡単なテクストで要点を伝えることができる。	構成が明確なテクストで示された身近な題材や個人的、あるいは現在関心のある題材についての情報を伝えることができる。
	概念の仲介	短い簡単な言い回しで、他の人々の協力を促すことができる。 簡単な言葉/手話、合図を使って、あるアイデアに興味があることを示し、自分が理解していることを確認することができます。 ごく簡単に自分の考えを表現し、相手が理解しているか、どう思うかを尋ねることができます。	時々繰り返したり言い換えたりしてもらうことができれば、他の人々の考えを尋ねたり、提案をしたり、応答を理解したりするなど、単純で実践的な課題に協力することができます。 議論を進めるために簡単な方法で提案をしたり、特定のアイデアについて人々がどう思うかを尋ねたりすることができます。	基本的な用語で課題を明らかにすることを手伝い、他の人に専門知識を提供してもらうことを依頼することができる。 ある意見の理由を明確にしたり、特定の論点を詳しく説明してもらうために、他の人の協力を求めることができます。 概念の理解を確認するために適切な質問をしたり、お互いの理解を確認するために、誰かが言ったことの一部を繰り返したりすることができます。
コミュニケーションの仲介	コミュニケーションの仲介	簡単な言葉や手話、非言語的なサインで歓迎と関心を示し、他の人のやり取りを促し、私が理解しているかどうかを示すことで、コミュニケーションを促進することができます。 他の人が作成を手伝ってくれれば、他の人の個人的な情報や非常に単純で予測可能な情報を伝えることができます。	簡単な言葉や手話を使って人々に物事の説明を促し、理解や同意したことを示すことで、コミュニケーションに貢献できる。 個人的な欲求や要求について、日常の状況で話されている予測可能な内容の要点を伝えることができる。 人々が同意しないときや困難が発生したとき、それを認識し、簡単な言い回しで妥協や同意を求めるることができます。	人を紹介したり、優先事項に関する情報を交換したり、簡単な確認や説明を求めたりすることで、コミュニケーション文化の共有をサポートできる。 話者が明確に発言し、物事をどのように表現するかを計画する間を置くことができれば、個人的な興味のある話題について話されていることの主要な意味を伝えることができる。

\*日本語訳については、本ワーキンググループにおける検討のための仮訳である。

(オンラインでのやり取りと仲介を加えた拡張されたもの)

B2	C1	C2
流暢に自然に会話をすることができます、目標言語の話者（母語話者）と普通にやり取りができる。 身近なコンテキストの議論に積極的に参加し、自分の意見を説明し、弁明できる。	言葉をことさら探さずに流暢に自然に自己表現ができる。 社会上、仕事上の目的に合った言葉遣いが、意のままに効果的にできる。 自分の考え方や意見を正確に表現でき、自分の発言を上手に他の話し手の発言にあわせることができる。	慣用表現、口語体表現をよく知っていて、いかなる会話や議論でも努力しないで加わることができる。 自分を流暢に表現し、詳細に細かい意味のニュアンスを伝えることができる。 表現上の困難に出会っても、周りの人がそれにほとんど気がつかないほどに修正し、うまく繕うことができる。
やり取りの相手の人々が複雑な言葉を使わず、時間を与えてくれて、一般的に協力的であれば、自分の協力と相手の協力を結びつけ、誤解や意見の相違に対応しながら、複数の人々とやり取りできる。 事実、出来事、経験の重要性を強調し、考えの妥当性について説明し、共同作業をサポートすることができる。	複雑で抽象的な問題について、相手の意図と含意を理解し、柔軟に効果的に表現を調整し、自分の意見を明確かつ正確に表現することができる。 コミュニケーションの問題や文化的な問題が発生した場合、その問題を明確化し、例を示すことで、効果的に対応することができる。	事実上どのようなタイプのやり取りでも、適切な語調とスタイルで自分を表現することができる。 起こりうる誤解やコミュニケーションの問題、感情的な反応を予測し、効果的に対処することができる。
個人的に関心のある専門的、学術的な分野について、複雑だがよく構成されたテクストに含まれる重要なポイントなどの詳細な情報や議論を確実に伝えることができる。	ときどき特定の技術的な概念について確認することができれば、関心のある分野に関連するかどうかに関わらず、長くて複雑な文章の重要なアイデアを、構成が整った言葉で明確かつ流暢に伝えることができる。	事実や議論がどのように提示されているかを、明確で流暢な、よく構成された言葉で説明することができ、評価的な側面やニュアンスの大部分を正確に伝え、社会文化的な意味合いを指摘することができる（言語使用域、控えめな表現、皮肉や嫌味など）。
グループのメンバーからの返答を求める質問をしたり、考えを広げて意見を明確にするよう人々に求めたりして、参加を促すことができる。 他の人の考えをさらに発展させ、問題のさまざまな側面を考慮しながら、それらを一貫した考え方方に結び付けることができます。	グループを指導する際に、様々な視点を認めることができ、論理的な推論を活性化するために、様々な視点に基づいて正誤や是非を問うのではない一連の質問を行い、他の人の発言を報告し、複数の視点を要約し、詳しく説明や比較検討を行い、議論を結論に導く手助けを巧みに行うことができる。	複雑で抽象的な話題についての議論で発想を発展させることを主導し、他の人に自分の推論を詳しく説明するよう促し、さまざまな意見を要約、評価し、関連付けて、解決策や合意形成を進めることができる。
自分の進め方を調整し、異なる発想、感情、視点への感謝を表明し、参加者がお互いのアイデアに反応するよう促すことで、コミュニケーション文化の共有を促進することができる。 必要に応じて話者が説明してくれれば、自分の興味のある分野の主題に関する重要な発言や視点の重要性を伝えることができる。	あいまいさを調整し、異なる視点に対する感受性を示し、誤解を避けることで、共有されたコミュニケーション文化を仲介することができる。 重要な情報を明確、流暢かつ簡潔に伝え、文化的な情報を説明することができる。 説得力のある言葉を如才なく使うことができる。	社会文化的および社会言語的な違いを考慮し、より細かい意味合いを伝えながら、自分のコミュニティのメンバーと他のコミュニティのメンバーの間を効果的かつ自然に仲介することができる。

## (2) 異文化間能力

### ① 異文化間能力とは

- CEFR における複言語についての視座は、個々人が持つ文化的、言語的な多様性に価値を見出すものである。複言語主義は、社会的存在である学習者が、社会的・教育的な文脈に十全に参加し、相互理解を達成したり、知識へのアクセスを獲得したりすることを通して、自身の言語的・文化的レパートリーをさらに発展させるために、あらゆる言語的・文化的資源と経験を活用することが必要であることについての気付きを促すものである。
- CEFR2001 では、複言語主義における言語との文化との関係について以下のように述べている。

複言語主義がそれ以上に強調しているのは、次のような事実である。つまり個々人の言語体験は、その文化的背景の中で広がる。家庭内の言語から社会全般での言語、それから（学校や大学で学ぶ場合でも、直接的習得にしろ）他の民族の言語へと広がって行くのである。しかしその際、その言語や文化を完全に切り離し、心の中の別々の部屋にしまっておくわけではない。むしろそこでは新しいコミュニケーション能力が作り上げられるのであるが、その成立には全ての言語知識と経験が寄与するし、そこでは言語同士が相互の関係を築き、また相互に作用し合っているのである。

（中略）この観点を採るならば、言語教育の目的は根本的に変更されることになる。もはや従前のように、単に一つか二つの言語（三つでももちろんかまわないが）を学習し、それらを相互に無関係のままにして、究極目標としては「理想的母語話者」を考えるといったようなことはなくなる。（CEFR 日本語訳第1章3節 p.4）

- 複言語・複文化能力は、II章で加筆した言語教育観の柱、「3 多様な日本語使用を尊重する」と特に関係が深い。

### 3 多様な日本語使用を尊重する

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。

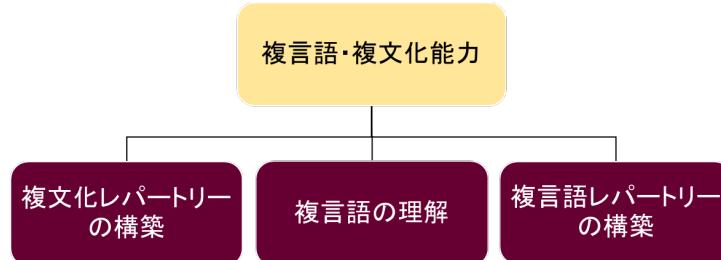
ここで言う日本語の在り方とは、形式面だけではなく、伝えようとするメッセージの背景にある考え方、伝え方なども含まれる。日本語の在り方を幅広く捉え、言語・文化の相互尊重・相互理解を深めていくことが大切である。

- 「日本語教育の参照枠」では、日本語教育についての方針であることから、複言語・複文化能力を日本語学習者の言語的・文化的資源は日本語学習のために利用できるリソースとして位置付ける。この意味において、本報告では、複言語・複文化能力について、特に複文化能力を異文化間能力として捉えることとする。

## ②CEFR/CV2020における複言語・複文化能力についての言語能力記述文(Can do)

- CEFR/CV2020における複言語・複文化能力の言語能力記述文(Can do)には、図9の通り、三つのカテゴリーがある。ただし、「複文化空間の促進」というカテゴリーは、異文化間を仲介する役割に焦点があるため、ここではなく、コミュニケーションの仲介に含まれている。

図9 複言語・複文化能力の構成



- 本報告では、複文化能力に注目し、これを異文化間能力として捉えることから、三つのカテゴリーのうち「複文化レパートリーの構築」に注目する。表6、「複文化レパートリーの構築」には、例を挙げると以下のような概念が含まれている。
  - ・文化の多様性に接したとき、そのあいまいさに対する対応
  - ・異なる文化の慣習や規範への理解、行動について誤解が起こることについての理解
  - ・立ち振る舞いの違いを理解し、過度の一般化とステレオタイプについて話し合うこと
  - ・違いを受け止め、共通点を見出し、コミュニケーションの改善に利用すること
  - ・違いに敏感であることを示す意欲を持つ
  - ・誤解が生じる可能性があることを予測し、説明を申し出たり求めたりするための心構え
- ほぼ全てのレベルにおいて、挙げられている概念は以下の通りである。
  - ・文化的、語用論的、社会言語学的な慣習や手がかりを認識し、行動すること
  - ・視点、慣習、出来事における類似点と相違点を認識し、解釈すること
  - ・中立的かつ批判的に評価すること
- このカテゴリーについてのレベルごとの特徴は以下の通りである。
  - A :文化に起因する誤解の原因を理解し、日常の簡単なやり取りで対応できる
  - B1:自他の文化の特徴について説明したり議論したりできる。  
一般的に認識できる文化や慣習に対応し、適切な行動ができる。
  - B2:誤解を解き、効果にコミュニケーションを行い困難に対処できる。
  - C :文化、価値、慣習の背景を慎重に説明し、それらを解釈した上で議論できる。  
社会言語的、語用論的な曖昧さに適切に対応し、建設的な反応ができる。
- 複文化レパートリーの構築についての言語能力記述文(Can do)は表6の通りである。

表6 複文化レパートリーの構築

C2	状況に応じて行動を始めたり、表現の形式を調整したりすることができ、文化の違いについての気づきについて示し、誤解や文化的な行き違いを防止、修復するために微妙な調整を行うことができる。
C1	社会言語学的/語用論的な慣例の違いを特定し、それらを批判的に振り返り、コミュニケーションを調整することができる。 異文化との出会い、読書、映画などを通して、文化的な価値観や行動の背景について鋭敏に説明し、解釈し、議論することができる。 異文化コミュニケーションにおける曖昧さに対処し、相手の反応に対して建設的かつ文化的に適切に表現し、曖昧さを明瞭にすることができる。
B2	**自分自身や他の社会集団の視点や行動を説明し、評価することができ、判断や偏見のもととなる暗黙の価値観への気づきを示すことができる。 **自分のコミュニティおよび自分にとって馴染みのある他のコミュニティの文化的な思い込み、先入観、固定観念、偏見についての解釈を説明できる。 **別の文化の文書や出来事について解釈して説明でき、それを自分の文化や馴染みのある文化の文書や出来事に関連付けることができる。 **自分自身や他のコミュニティについてメディアで表現された情報や意見の客観性とバランスについて議論できる。 文化的に規定された行動パターン(ジェスチャーや話し声の大きさ、手話の場合は手話の動きの大きさなど)の類似点と相違点について明確化したり、振り返ったりしながら、相互理解を進めるためにその重要性について議論することができる。 異文化の出会いの中で、特定の状況で自分が通常当然だと思っていることが必ずしも他の人にも共有されているわけではないことを認識し、適切に対応したり表現したりすることができる。 文化的な振る舞いをその文化との関連において、概ね適切に解釈できる。 自文化と異文化におけるコミュニケーションの特有の方法と、それによって生じる誤解の危険性について振り返り、説明することができる。
B1	姿勢、アイコンタクト、他者との距離感について、概ね慣例に従って行動できる。 最も一般的に用いられる文化的な振る舞いに概ね適切に反応できる。 自文化の特徴を別の文化に属する人々に説明したり、別の文化の特徴を自文化に属する人々に説明したりできる。 自分の価値観や行動が、他の人の価値観や行動に対する見方にどのような影響を与えているのかを簡単な言葉で説明できる。 別の社会文化的文脈では自分たちにとって「奇妙」に見えるものでも、他の関係者にとって「普通」である可能性があることについて、簡単な言葉で議論できる。 文化的な規定を受けた自分の行動が、他の文化の人々にとってどのように違って受け止められるかについて、簡単な言葉で議論することができる。
A2	日常の社会的交流に関連する基本的な文化的慣習(例:様々なあいさつや儀式)を認識し、適切に振る舞うことができる。 日常生活以外の事態に対処するのは困難であるが、日常のあいさつ、別れ、感謝とお詫びの表現を表すことについて適切に行動することができる。 日常生活における自分の行動が、意図とは異なるメッセージを伝えている可能性があることを認識し、簡単な言葉で説明することができる。 その状況でどのように振舞えばよいか分からぬながらも、異なる文化を持つ人々とのやり取りにおいて困難が発生したことを認識できる。
A1	番号の付け方、距離の測り方、時刻の伝え方などの違いを認識できるが、具体的で簡単な日常生活における行動で使い分けていくことは難しい。
Pre-A1	参照できる言語能力記述文(Can do)はない。

\*\*が付いた言語能力記述文(Can do)は、B2でも特に高いレベルであり、C レベルとしても適している可能性がある。

\*日本語訳については、本ワーキンググループにおける検討のための仮訳である。

③「言語と文化への多元的アプローチのための参照枠 (CARAP/FREPA)」

- CEFR/CV2020 における複文化・複言語能力については、「言語と文化への多元的アプローチのための参照枠 (CARAP/FREPA)」で詳細に扱われている。
- CARAP/FREPA は、複数の言語または文化を扱う教育活動のための指針である。ここでは、個人が保持する複文化・複言語能力を区別されたものとして捉えるのではなく、統合されたものとして捉え、それを発展させることを意図している。
- CARAP/FREPA では、複言語・複文化の能力異なる側面を言語能力のレベルとは無関係に、知識(savoirs)、態度(savoir-être)、技能(savoir-faire)という三つの領域に分けて示している。表7は、態度(savoir-être)についての能力記述文の一部である。

表7 CARAP/FREP 能力記述文の日本語翻訳資料抜粋<sup>14</sup>

A-2	他の言語／文化／人間の存在に対する気づき、あるいは言語的／文化的／人間の多様性に対する気づき。
A-2.1	自分の言語や文化、および他の言語や文化に対する気づき。
A-2.2	言語的／文化的差異に対する気づき。
A-2.2.1	言語や文化によって異なりうる、言語や文化のさまざまな側面に気づいている
A-2.2.1.1	言語的な世界(例えば、言語音、文字、統語組織など)や文化的な世界(例えば、テーブルマナーや交通規則など)の多様性に気づいている
A-2.2.2	同一の言語(方言なども含む)や文化の変異形(局所的な変異形、地域的な変異形、社会的な変異形、世代的な変異形)に気づいている
A-2.2.3	言語や文化の中にみられる他者性の痕跡(例えば日本語の中の借用語)に気づいている
A-2.3	言語的／文化的な類似性に対する気づき。
A-2.4	異なる言語／文化の間にある差異および類似性に敏感である
++	
A-2.4.1	あいさつの仕方、コミュニケーションを始める方法、時間の表現方法、食事の仕方、遊び方といったことに、大きな多様性があることに気づいているまた、「それと同時に」、それらの様式が応える普遍的なニーズには類似性があることに気づいている
++	
A-2.5	周囲の、あるいは離れた場所の複言語的／複文化的な状況に対する気づき。
++	
A-2.5.1	社会の言語的／文化的多様性に気づいている
+	
A-2.5.2	教室の言語的／文化的多様性に気づいている

<sup>14</sup> 全文は [CARAP > FREPA instruments in other languages \(ecml.at\)](http://CARAP > FREPA instruments in other languages (ecml.at)) 参照。

#### ④日本語教育における異文化間能力についての評価活動の事例

- 「「日本語教育の参考枠」の活用のための手引」では、法務省告示日本語教育機関における異文化間教育の事例を示しており、表8は学生が作成した異文化理解科目的「自己評価&ふりかえりシート」である。

「異文化理解」は異文化間教育を目指す本校の基幹科目です。Can do には「ステレオタイプに陥らず、自他の違いを個として見ることができる」に始まり、「考え方や価値観の異なる相手とも、あきらめずに協働できる」まで、コラム2 (p.8 参照) の「Competencies for Democratic Culture (民主的な文化への能力)」に通じる項目が含まれます(表5参照)。この態度や能力は、言語力の伸びと比例しないので、下位レベルも含め、全レベルの Can do を毎タームごとに自己評価し、ポートフォリオに格納します。右下にあるのは、ある学習者のふりかえりです。

(「「日本語教育の参考枠」の活用のための手引」p.61)

- 異文化間能力についての評価は、このようなワークシートを用いて、自己評価で行うことができるほか、グループ活動などで他者との話し合いをしたり、その内容を文章に示したりして、行うことができる。また、一定期間ごとに同じ項目について評価活動を行うことで、時間の経過による自分の意識の変化についての気づきを得ることもできる。

表8 法務省告示日本語教育機関における異文化理解科目的  
「自己評価&ふりかえりシート」

異文化理解 自己評価&ふりかえり Step <u>3.1</u> 氏名 _____			
今、以下のことがどのくらいできますか？自己評価してみましょう。			
No.	レベル	項目 (Can-Do)	自己評価
1	step7,8	ステレオタイプに陥らず、自他の違いを個として見ることができる。	1・2・3・4・ <u>5</u>
2		日常場面で、自他の行動の違いを比較し、相対化できる。	1・2・3・4・ <u>5</u>
3	Step5,6	カルチャーショック、Wカーブなど異文化適応のメカニズムについて基本的な理解がある。	1・2・3・4・ <u>5</u>
4		行動様式の違いがわかり、自分の行動・考え方の前提が検討できる。	1・2・3・4・ <u>5</u>
5	Step3,4	異文化接触の事例を自分にひきつけて検討できる。	1・2・ <u>3</u> ・4・5
6		前提となる、ものの見方や考え方方に注目できる。	1・2・3・ <u>4</u> ・5
7		物事を別の視点から見ることができる。	1・2・ <u>3</u> ・4・5
8		事実と解釈・評価を分けて考えることができる。	1・2・ <u>3</u> ・4・5
9		他者の考えに同意できなくても、認めて受け入れることができる。	1・2・ <u>3</u> ・4・5
10	Step1,2	行動様式に敏感で、現実のコミュニケーションの中で、複数の異なる行動様式を認識できる。	1・ <u>2</u> ・3・4・5
11		一つの解釈を絶対視せず、常に他の可能性がないか検討できる。	1・2・ <u>3</u> ・4・5
12		意識的に視点を移動したり、複眼的に検討したりすることができる。	1・2・ <u>3</u> ・4・5
13		考え方や価値観の異なる相手とも、あきらめずに協働できる。	1・ <u>2</u> ・3・4・5

5：よくできる、4：できる、3：まあまあ、2：あまりできない、1：できない

### (3) 仲介

#### ① 仲介とは

- 仲介とは、言語の使用者/学習者が、社会的存在として意味の構築や橋渡しをすることである。このような言語活動は、一つの言語を用いて行われる場合もあるし、複数の言語を用いて、言語横断的に行われる場合もある。
- 仲介の中心となるのは言語であり、コミュニケーションや学習のための空間と条件を整えたり、新たな意味を構築するために協働したり、構築した新たな意味を理解するよう他者に働きかけたり、情報を適切な形として伝える役割がある。仲介には、社会的、教育的、文化的、言語的、専門的領域がコンテクストとして考えられる。
- 仲介は、Ⅱ章で加筆した言語教育観の柱、「2 言語を使って「できること」に注目する」と特に関係が深い。

#### 2 言語を使って「できること」に注目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

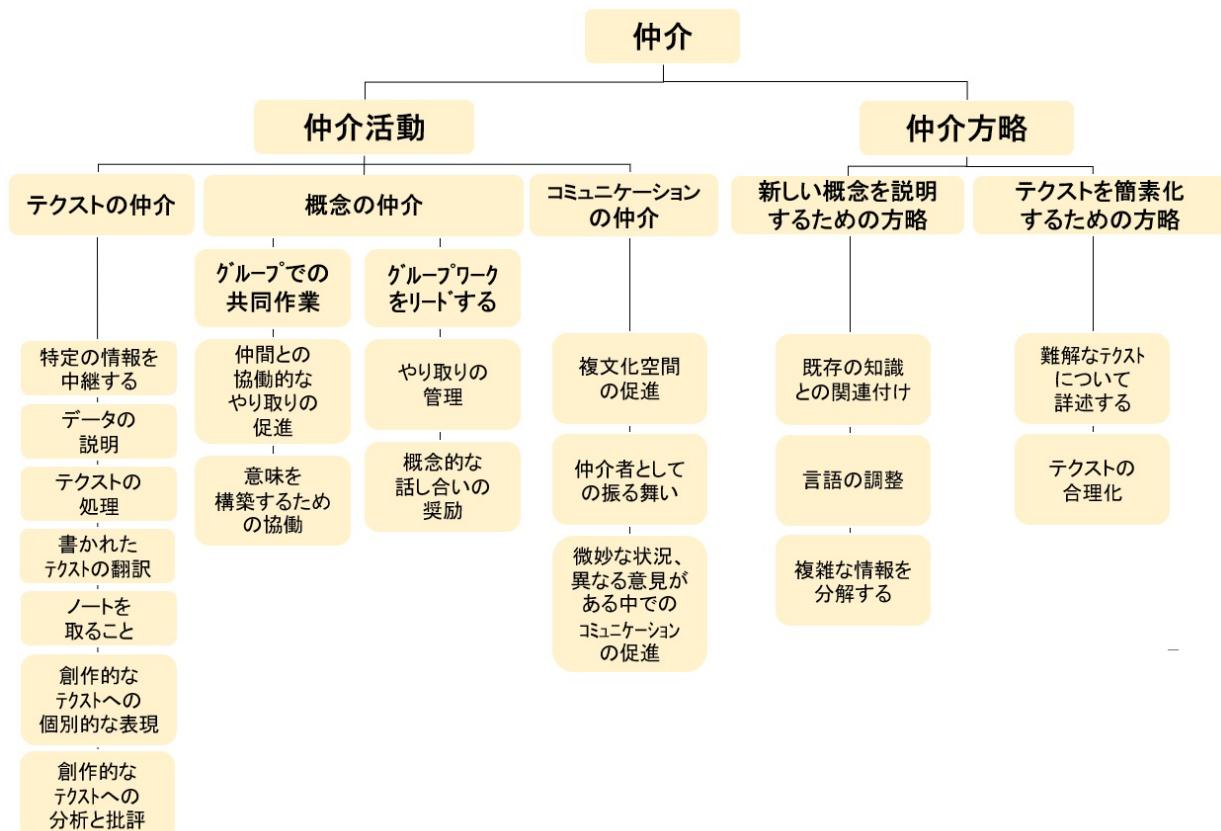
言語を使って「できること」を増やしていくためには、日本語学習者が学ぶことに加え、多様な人々との助け合いを通して/他者による橋渡しによって/確認や言い換えを求めるなどの様々な方法を用いて/ICT 技術を利用して、など様々な方法がある。「できること」を個人の能力に還元し過ぎることなく、他者との関わりや様々な方法・技術を用いることで、その幅を広げていくことが重要である。

- 日本語学習者が日本語を学ぶことを通して、個人でできるようになることを増やしていくことは重要であるが、社会的存在として、より深く参加していくためには、他者との助け合いや橋渡しによって「できること」を増やしていくことが重要である。
- 例えば、様々な人々が平易な言葉や言い回しを用いた「やさしい日本語」も用いてコミュニケーションの橋渡しを行うことも仲介活動の一つである。また、話し手が自分の表現が相手にとって難しいのではないかと思われたときに、平易な言葉に言い換えることなどは、仲介方略の例として挙げができる。
- このように仲介は、日本語によるコミュニケーションを行う全ての人々の間にあるものであり、「できること」についても、個人の能力に加えて、相手の協力や手助けによって成り立つものである。このような協力によって得ることができる相互理解や合意の形成などは仲介における課題達成の成果と考えることができる。そのため、仲介の範囲は、単なる橋渡しに限らず、日本語によるコミュニケーションにおける協働作業や意味の協働構築にも広がるものである。

## ②CEFR/CV2020における仲介についての言語能力記述文(Can do)

- 仲介のための言語能力記述文(Can do)は、コスト、カヴァリ著「教育、移動、他者性－学校のメディエーション機能」(Coste and Cavalli (2015) Education, Mobility, Otherness: The mediation functions of schools)<sup>15</sup>で示している仲介の概念を具体化したものである。
- 仲介には、図 10 の通り、活動と方略についての言語能力記述文(Can do)がある。仲介活動には、テクストの仲介【異なる複数の言語の間に通訳、翻訳の他、同一言語内の変種、言語使用域の間の橋渡しを行うこと】、概念(コンセプト)の仲介【新しい知識や考え方を理解するために、その内容をめぐる意見を整理したり、やり取りを調整したり、手助けしたりすること】、コミュニケーションの仲介【立場が異なる両者の間に立ち、それぞれの立場の意見について理解を示したり、説明したりしながら、合意形成の手助けをすること】の三つのカテゴリーがある。方略には、新しい概念を説明するための方略と、テクストを簡素化するための方略の二つがある。

図 10 仲介活動と仲介方略



\*日本語訳については、本ワーキンググループにおける検討のための仮訳である。

- 仲介活動全体におけるレベルごとの言語能力記述文(Can do)は表9の通りである。

<sup>15</sup> 英文 [16807367ee \(coe.int\)](https://16807367ee.coe.int) 参照。日本語訳は [姫田 \(2019\)](#) 参照。

表9 総合的な仲介

C2	効果的かつ自然に仲介することができ、関係者のニーズや状況に応じて様々な役割を引き受け、微妙な意味やその根底にあるものを明確化し、微妙で繊細な議論を進めることができる。 明確で流暢でよく構造化された言語で事実と議論の提示方法について説明し、評価の側面とほとんどの微妙な意味を正確に伝え、社会文化的な意味合い(例:状況に合わせた言語使用域、控えめな表現、皮肉、嫌み)を指摘することができる。
C1	様々な視点を解釈し、曖昧さを管理し、誤解を予測し、会話の方向を変えるために如才なく振る舞い、仲介者として効果的に行動することで、前向きなやり取りを続けることができる。 様々な意見を基に、一連の質問を通してある想定についての議論を活性化させることができる。 自分の興味のある分野かに関係なく、評価的な側面やほとんどのニュアンスを含め、長く複雑な文章内の重要な考えについて、よく構造化された言語で明確かつ流暢に伝えることができる。
B2	アイデアを共有するための協力的な環境を整え、機微な問題についての議論することを手助けし、様々な視点を尊重し、問題を探求するよう人々を励まし、その事について表現する方法を繊細に調整することができる。 他の人のアイデアを基にして、議論を前に進めるための提案を行うことができる。 専門的、学術的、個人的に関心のある分野のよく構成されているが、長く複雑なテーマの文章の主な内容について、講演者/手話使用者の意見と目的を明確にしたうえで伝えることができる。
	サポートすることで前向きな雰囲気を作り出し、様々な背景を持つ人々と協力して働き、共通の目標を定めるために質問したり、目標を達成するための選択肢を比較したり、次に何をすべきかについての提案を説明できる。 他の人のアイデアをさらに発展させ、様々な視点からの反応を促す質問を投げかけ、解決策や次の作業についての提案することができる。 例えば、専門的、学術的、個人的に関心のある分野について、複雑だがよく構成されたテキストに含まれる重要な点について、詳細な情報と議論を確実に伝えることができる。
B1	簡単な質問をしたり、答えたり、提案をまとめたり、返答したり、人々が同意できるかを尋ねたり、別のある方法を提案したりすることで、背景の異なる人々と協力し、関心と共感を示すことができる。 特定の表現の意味を確認できれば、個人的に興味のあるト話題について、平易な言葉で表現された長いテキストの要点を伝えることができる。
A2	様々な背景を持つ人々を紹介し、質問の一部について、異なる意図に受け止められる可能性があることを認識し、他の人々に専門知識や経験、意見の提供を促すことができる。 語彙上の制限により、表現について困難を感じる場合があるが、馴染みのある、個人的、現在興味のある主題に関する明確で、よく構成されたテキストについての情報を伝えることができる。
A1	他の参加者がゆっくり話したり、手話で伝えたり、1人以上の参加者が協力したり、提案を表現したりするのを手伝ってくれれば、対話において補助的な役割を果たすことができる。 具体的で馴染みのある主題に関するもので、簡単な日常的な言語で表現されていれば、明確に構造化された短くて単純な情報テキストに含まれる関連情報を伝えることができる。
Pre-A1	簡単な言葉や手話を使って、誰かに何かを説明してもらうことを依頼することができる。 問題が発生したことを認識し、その問題の明示的な性質を簡単な言葉で表すことができる。 簡単な言葉で明確に表現されていれば、日常の身近な話題に関する短い簡単な会話やテキストに含まれる主要な点を伝えることができる。

\*日本語訳については、本ワーキンググループにおける検討のための仮訳である。

### ③日本語教育における仲介についての言語能力記述文(Can do)の事例

#### 厚生労働省「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」<sup>16</sup>

- 日本国内の企業等において、企業の方が外国人従業員とコミュニケーションを図りながら、就労場面に必要な日本語能力の育成(達成)目標を相互に設定・共有したり、相互に確認したり、ときには評価するのに活用できるもの(p.7)として作成されたものである。
- 「日本語教育の参照枠」における五つの言語活動に加え、「オンライン」「仲介(橋渡し)」の七つの言語活動について、それぞれ七つのレベルで構成されており、全49項目の「就労 Can do リスト(めやす)」がある(図11、表10)。

図11「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」における言語活動とレベルの設定

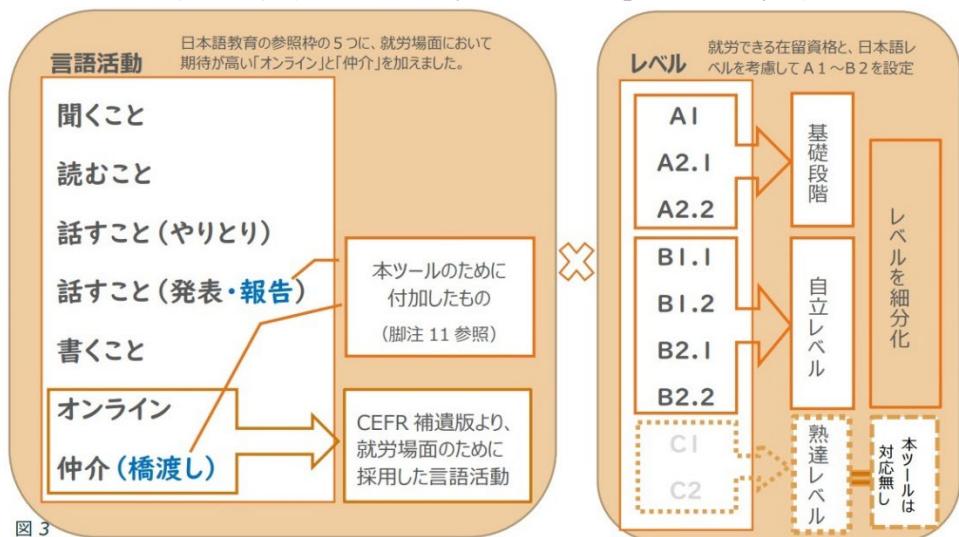


表10「就労 Can do リスト(めやす)」「仲介(橋渡し)」の言語能力記述文(Can do)抜粋

言語活動	レベル	就労 Can do
仲介(橋渡し)	A1	該当なし
仲介(橋渡し)	A2.1	日常業務に関連する事柄で、(ゆっくりと)明瞭に簡単な表現で示されていれば；自身よりも日本語が熟達していない同僚や相手に、与えられた指示や案内(例：仕事の手順変更のお知らせ等)の内容を、母語や相手にわかる言葉で伝えることができる。
仲介(橋渡し)	A2.2	日常業務に関連する事柄で、短くて単純な文章で書かれていれば；自身よりも日本語が熟達していない同僚や相手に、張り紙や通知に含まれる特定の情報(例：安全手順、メール等に記載されている会議の場所や日付)を、母語や相手にわかる言葉で伝えることができる。明確でわかりやすく話されれば；自身よりも日本語が熟達していない同僚や相手に、重要な部分(例：作業手順)を母語や相手にわかる言葉で伝えることができる。ただし、日本語話者に対して、何度も聞き返したり、言い直しを求めることがある。
仲介(橋渡し)	B1.1	日常業務に関連する事柄で、簡単で短い文書や説明であれば；自身よりも日本語が熟達していない同僚や相手に、その情報を母語や相手にわかる言葉で伝えることができる。
		標準的な日本語でゆっくりと話してもらえば；自身よりも日本語が熟達していない同僚や相手に、聞き返したり、長く考える時間をとりながら、母語や相手にわかる言葉で伝えることができる。

<sup>16</sup> 全文は [000773360.pdf \(mhlw.go.jp\)](http://000773360.pdf (mhlw.go.jp)) 参照。

説明資料については「[V 参考資料 1.ヒアリング① 島田徳子委員資料](#)」参照。

## ビジネス日本語フレームワーク(BJFW)<sup>17</sup>

- 元留学生を高度人材として活用する動きが加速する中、ビジネス日本語の学習領域の確定させるため、高度外国人材の育成、教育、評価に資するビジネス日本語評価基準の構築を目的としている。
- CEFR2018 補遺版を援用し、「仲介」、「オンライン」を含む言語能力記述文(Can-do)の開発を行っており、「仲介」については60項目を開発している(表11、表12)。

表11 BJFW Can-do 項目数(2022年度確定)

全170項目

聞く	11
読む	13
書く	18
話す	17
やりとり	20
会議・商談	16
<b>オンライン業務</b>	<b>15</b>

仲介 (60項目)	
日本語・日本語以外の言語間の口頭による仲介	22
日本語・日本語以外の言語間の書くことによる仲介	12
会議における日本語・日本語以外の言語間の仲介	6
日本語のみによる仲介	9
仲介ストラテジー	11

表12 CEFR-CV 2018 仲介 Can-do 書き換えのプロセス(2020→2022)

NOTE-TAKING (LECTURES, SEMINARS, MEETINGS ETC.) メモを取る				
	CEFR-CV 2018	日本語訳	2020 書き換え	2020~2021 修正
C1	Can, whilst continuing to participate in a meeting or seminar, create <b>reliable notes (or minutes)</b> for people who are not present, even when the subject matter is complex and/or unfamiliar.	打ち合わせやセミナーに参加している間にトピックが複雑で馴染みがないことでも欠席者のために <b>正確なメモ (または議事録)</b> を作成することができる。	会議やセミナーに参加して自分の専門分野以外の話題でも <b>正確な議事録</b> を日本語で作成することができる。	日本語による会議やセミナーに参加して、 <b>議事録を日本語以外の言語で作成</b> することができる。
COLLABORATING TO CONSTRUCT MEANING 意味構築のために協働する				
B2	Can consider two different sides of an issue, giving arguments for and against, and propose a solution or compromise.	賛成と反対の議論を提示したり、 <b>解決方法や折衷案を提案する</b> ことによってある問題についての異なる2つの側面について考察することができる。	会議で異なる意見が対立した場合、双方の意見を検討し、 <b>解決方法や折衷案を提案する</b> ことができる。	日本語による会議で、異なる意見が対立した場合、双方の意見を検討し、 <b>解決方法や折衷案を提案する</b> ことができる。

※ C1, B2などのレベル設定は、CEFR-CV 2018のものであり、BJFWにおけるレベル設定は量的調査後、決定する。

<sup>17</sup> 説明資料については「[V参考資料 5.ヒアリング⑤葦原恭子氏資料](#)」参照。

## (4) コミュニケーション言語方略

### ① コミュニケーション言語方略とは

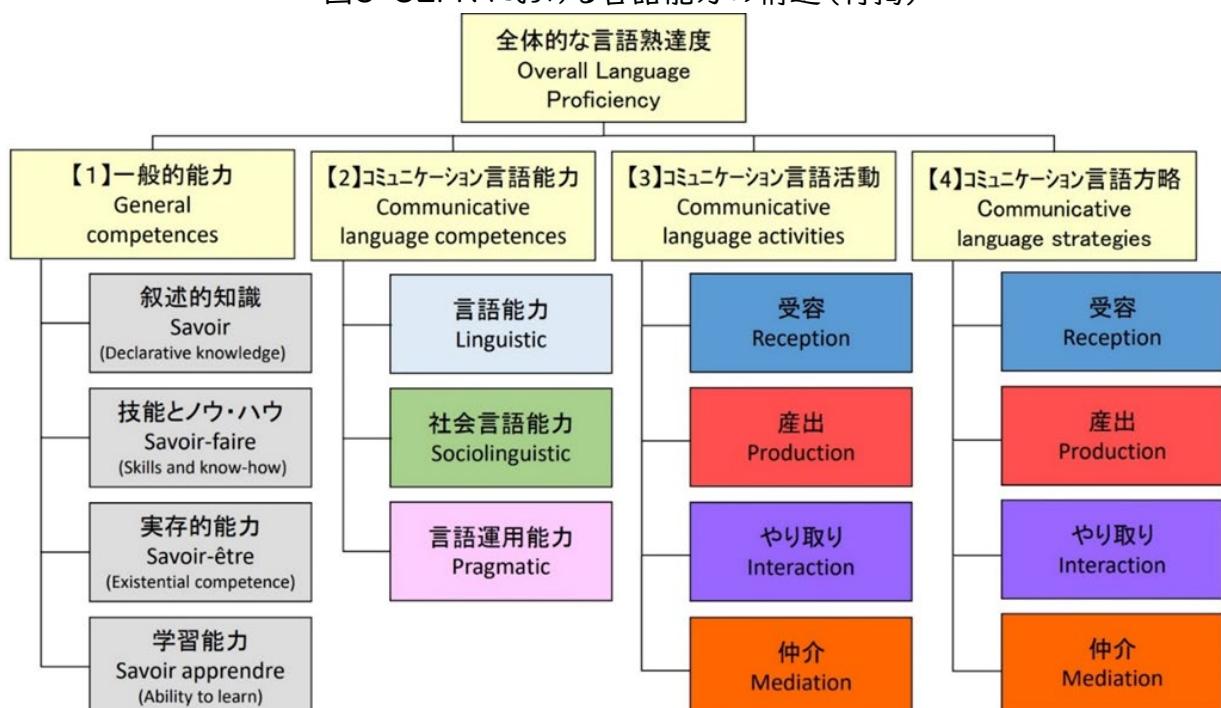
- CEFR2001 では、方略(strategies)を「計画的な、有目的の、統制された一連の行動の中で、自分自身で設定した課題、もしくは直面しなければならない課題を遂行するために個人が選択するもの」と説明し、あらゆる言語使用と学習の形について、下記のように説明している。

言語の使用と言うとき、言語学習をも包括して考える。これは人によって遂行される行為の一部である。人は個人としてまた社会的存在として一連の能力(competences)を持っているが、それには一般的能力(general competences)と、特別なものとして、コミュニケーション言語能力(communicative language competences)の二者がある。そして、各自が利用できる能力を使いながら、さまざまなコンテクストで、さまざまな条件(conditions)下で、さまざまな制約(constraints)の下に言語活動(language activities)に携わる。その際テキスト(texts)を産出するか、あるいは受容するという言語処理(language processes)に携わることになる。そこで作られるテキストは特定の生活領域(domains)に属するテーマ(themes)と関連する。またその際課題(tasks)の成就を目指して最も有効と思える方略(strategies)を使う。こうした行為を当事者自らが観察・モニターする中で、上述の能力はそれぞれ強化されたり、修正されたりするのである。

(CEFR 日本語訳第2章1節 p.9)

- CEFR/CV2020 では、図3のように、方略(strategies)を「コミュニケーション言語方略」として、一般能力、コミュニケーション言語能力、コミュニケーション言語活動とともに、全体的な言語熟達度を構成するものとして示した。

図3 CEFRにおける言語能力の構造(再掲)

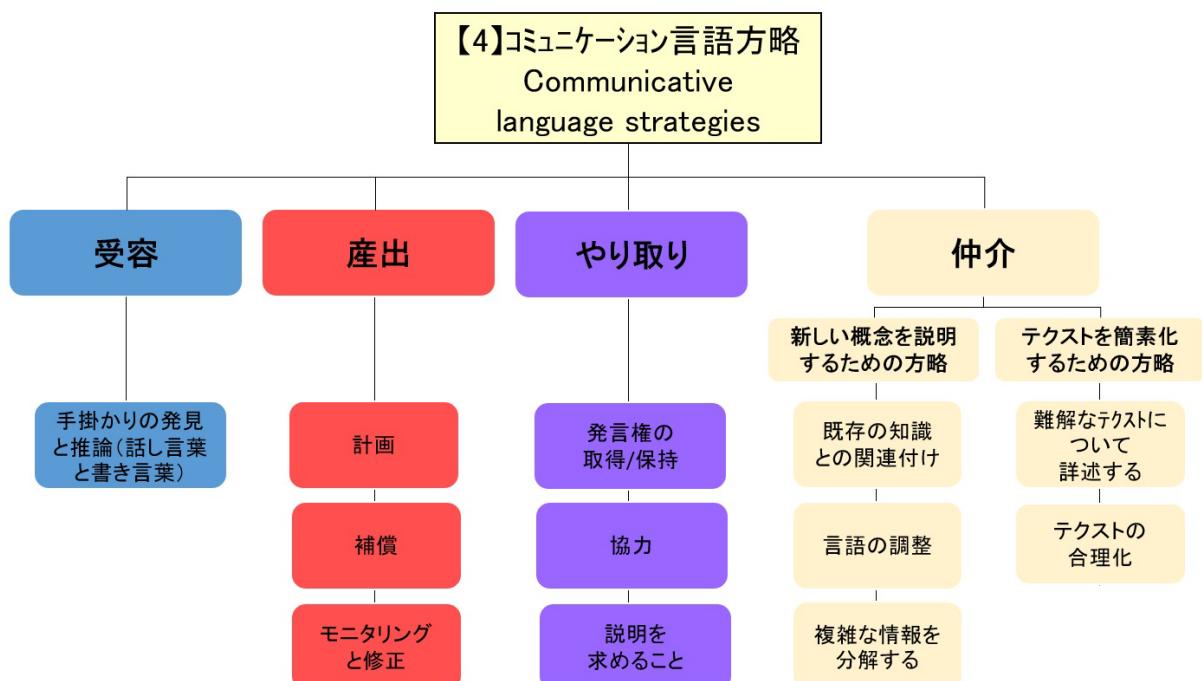


Council of Europe(2020) CEFR Companion Volume with New Descriptors, p.32 "Figure 1 – The structure of the CEFR descriptive scheme"より翻訳転載  
\*日本語訳については、本ワーキンググループにおける検討のための仮訳である。

## ②CEFR/CV2020におけるコミュニケーション言語方略の言語能力記述文(Can do)

- CEFR/CV2020では、図12のように、受容、産出、やり取りの方略に関する言語の能力記述文の一部が更新・追加されたほか、新たに仲介方略の言語能力記述文(Can do)が追加された。仲介方略は、「新しい概念を説明するための方略」、「テクストを簡素化するための方略」に分けられ、それぞれ三つと二つのカテゴリーで言語能力記述文(Can do)が示されている。
- 仲介方略とは、言語の使用者/学習者が仲介者として、言語だけでなく、慣習やコミュニケーションの背景や制限などを考慮して、人々の理解を助けるための働きかけである。例えば、ある内容を詳しく説明したり、要約したり、書き換えたり、簡単な形に変換したり、比喩や視覚的な補助を用いて、相手の理解を促す働きかけが含まれる。

図12 コミュニケーション言語方略



- 仲介方略の各カテゴリーについての説明は以下の通りである。

### 新しい概念を説明するための方略

#### 既存の知識との関連付け

- ・質問により、既知の知識を活性化する
- ・新しい概念と既知の知識を比較したり、関連付けたりする
- ・例や定義付けを与える

#### 言語の調整

- ・言い換える
- ・適切に伝える
- ・専門用語について説明する

### 複雑な情報を分解する

- ・あるプロセスを段階に分けて示す
- ・アイデアや説明を箇条書きにして示す
- ・議論の流れの主要な点を分けて説明する

### テクストを簡素化するための方略

#### 難解なテクストについて詳述する

- ・繰り返し、丁寧に説明する。例えば、異なる方法を用いた言い換えで説明する
- ・文体や言い方を変えて、よりはっきりと説明する
- ・例を示す

### テクストの合理化

- ・鍵となる情報を強調する
- ・繰り返しや余談を除く
- ・関係ないものを除く

- 日本語教育においても、近年、地方公共団体においては、住民向けに「やさしい日本語」の研修が行われ、日本語教育に関わる人材に対しても受講が奨励されている。そのため地域の日本語教育においても、こうした人材を活用し、「やさしい日本語」を用いたコミュニケーション活動が行われるようになっている。上記のカテゴリーの中では、「言語の調整」、「難解なテクストについて詳述する」との関連があると思われるため、表 13、表 14 にて言語能力記述文 (Can do) を示す。

表 13 言語の調整

C2	非常に広範囲のテキストの主要な内容を、対象となる聴き手に適した言語使用域と洗練の度合いの表現を用いて調整することができる。
C1	専門分野の問題について専門家以外の人々とコミュニケーションをとる際に、専門用語や難しい概念について説明できる。 複雑な専門的な内容に詳しくない者でも理解できるように、言語（構文、慣用句、専門用語など）を調整することができる。 専門知識を持たない者のために、複雑で技術的なテキストを専門用語を用いることなく、適切に言い換えて解釈することができる。
B2	専門知識を持たない者に、専門分野の技術的な内容を専門用語を用いることなく、適切に説明できる。 専門分野についてある複雑な情報を、より単純な言葉で言い換え、他の人にとってより明示的かつ明確にすることができます。
	関心のある話題に関するテキスト（エッセイ、討論会での議論、プレゼンテーションなど）の主要な内容をより簡単な言葉で言い換えて、他の人が理解できるようにすることができます。
B1	身近な話題（雑誌の短い記事、インタビューなど）に関する短くてわかりやすい文章で述べられた主要な点をより簡単に言い換えて、他の人が内容を理解できるようにすることができます。 テキストの元の順序に沿って、短い文章を簡単な形に言い換えることができる。
A2	日常的な話題に関する簡単なメッセージの主要な点を、別の表現を使って繰り返し、他の人が理解できるようにすることができます。
A1	参照できる言語能力記述文 (Can do) はない。
Pre-A1	参照できる言語能力記述文 (Can do) はない。

\*日本語訳については、本ワーキンググループにおける検討のための仮訳である。

表 14 難解なテキストについて詳述する

C2	複雑な学術的または専門的な内容に関するテキストに記載されている情報を、詳細に説明したり、例を示したりすることで明瞭に説明できる。
C1	難しい箇所をより明確に説明し、理解を助ける詳細説明を追加することで、複雑で難易度の高い内容をより理解しやすくすることができる。 冗長性を追加し、説明し、文体や言語使用域を変更することで、複雑なテキストに含まれる主要な点を対象となる読者にとって理解しやすいものにすることができます。
B2	例、推論、説明コメントを追加することで、興味のある分野の話題に関するテキストの内容を対象となる読み手にとってより理解しやすいものにすることができます。
B1	具体的な例を挙げ、少しづつ要約し、主要な点を繰り返すことで、興味のある分野についての話題に関する考えをより理解しやすくすることができる。 繰り返したり、イラストを追加したりすることで、新しい情報を理解しやすくすることができます。
A2	主要な情報を別の方法で伝えることで、日常的な話題のある内容をより明示的かつ明確にす ることができる。
A1	簡単な例を示すことで、日常的な話題のある内容について、より明確することができます。
Pre-A1	参照できる言語能力記述文 (Can do) はない。

\*日本語訳については、本ワーキンググループにおける検討のための仮訳である。

### ③日本語教育における方略を扱った日本語学習番組の事例

#### 国際交流基金「ひきだすにほんご Activate Your Japanese!」<sup>18</sup>

- 「ひきだすにほんご Activate Your Japanese!」とは、日本で働きたい、生活したいという人を主なターゲットとした国際交流基金と NHK エデュケーションナルが共同で作成した日本語学習番組（1回 15分×24回）である。
- この番組中のドラマ「スアン 日本へ行く！」は、コミュニケーションストラテジーを学ぶドラマ形式の日本語学習コーナーであり、日本のホテルで働くことになった主人公スアンが、仕事や生活の中で出合うコミュニケーション課題を、ストラテジーを使って乗り越える様子を描いている。



- また、多様化する日本社会について発信することについても番組制作のねらいとしており、日本語を母語としない外国人を受け入れる側の人たちにコミュニケーションレベルや方法を具体的に紹介している。



<sup>18</sup> 番組ウェブサイト [ひきだすにほんご Activate Your Japanese!](http://activateyourjapanese.com)

説明資料については「V参考資料 [6.ヒアリング⑥ 菊岡由夏氏資料](#)」参照。

## (5) オンラインでのやり取り

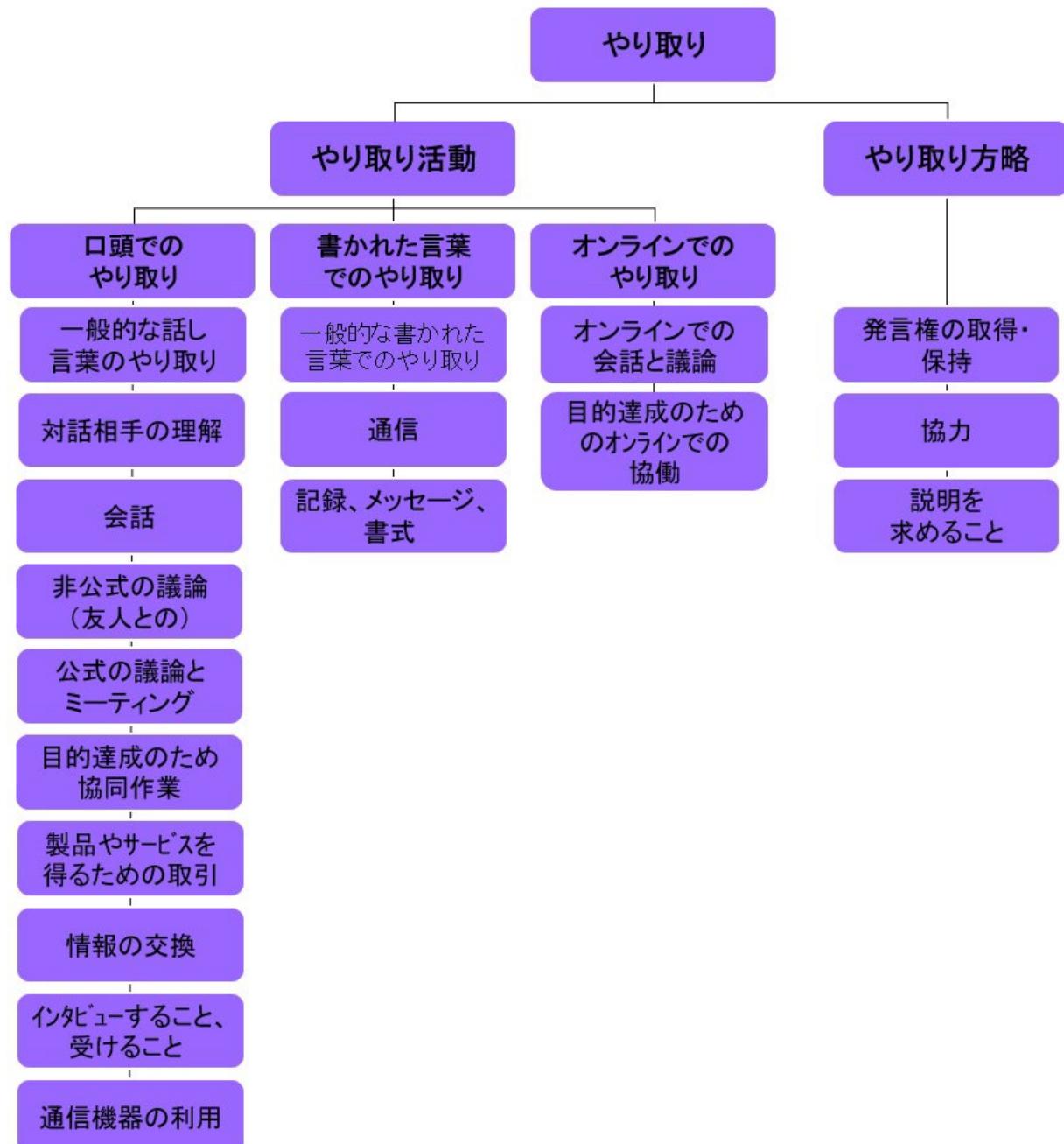
### ①オンラインでのやり取りとは

- CEFR/CV2020 では、これまでの「口頭でのやり取り」、「書かれた言葉でのやり取り」に加えて「オンラインでのやり取り」が追加された。オンラインによるコミュニケーションは、機会によって媒介されており、対面でのコミュニケーションとは異なり、これまでの能力尺度ではほとんど把握することができないとされている。
- その理由としては、共通のリソースに同時にアクセスする可能性がある一方で、対面のコミュニケーションでは誤解があった場合、即座に指摘、修正できるがオンラインではそれが難しいことなどが挙げられる。
- オンラインでのやり取りを成功させるために必要な点は以下の通りである。
  - ・ メッセージの冗長性を高める必要性
  - ・ メッセージが正しく理解されたかを確認する必要性
  - ・ 理解を助け、誤解に対処するために言い直す能力
  - ・ 感情的な反応に対応する能力
- 近年、日本語教育においても、オンラインを活用した教育実践の普及が進み、上記に挙げた能力等についての指導の必要性が高まっている。また、オンラインでのやり取りにおいては、ウェブ上の辞書ツールや翻訳ツールを利用する機会が増えていると考えられ、このようなウェブ上のツールを活用した教育実践についても、今後研究していく必要がある。
- また、近年発展著しい生成 AI の言語教育への活用が進んできている。特に読み書きや翻訳の指導については、生成 AI の活用が期待できる。日本語教育においても、今後、生成 AI をどのように活用していくかについての検討が必要である。

## ②CEFR/CV2020におけるオンラインでのやり取りの言語能力記述文(Can do)

- CEFR/CV2020では、図13の通り、「オンラインでのやり取り」に「オンラインでの会話と議論」、「目的達成のためのオンラインでの協働」の二つのカテゴリーと言語能力記述文(Can do)が追加された。

図13 やり取りとやり取り方略



\*日本語訳については、本ワーキンググループにおける検討のための仮訳である。

- 表 15 は、「オンラインでの会話と議論」の言語能力記述文 (Can do) である。このカテゴリーでは、オンラインでの会話や議論における多元的な現象に焦点を当てている。そして、オンライン上のコミュニケーションの参加者が社交上のやり取りや議論を、あらかじめ結論を決めておくことなく、どのように進めていくのかに注目している。
- このカテゴリーを作成する上で目安としたのは、以下の事柄である。
  - ・同時かつ連続したやり取り、連続したやり取りにおいては、草稿を準備したり、助言を求めるたりする時間があること
  - ・一人または複数の相手と継続的にやり取りをすること
  - ・他の人が反応できるような投稿を作成したり、協力的なやり取りをしたりすること
  - ・投稿に対するコメント(例えば評価的なもの)、他者の投稿、コメント
  - ・埋め込まれたメディアへの反応
  - ・シンボル、画像、その他のコードを含めて、メッセージの調子、強調、発話のリズムだけでなく、情緒的/感情的な側面、皮肉なども伝えること
- 各レベルの特徴は以下の通りである。
  - C2: 起こり得る誤解(文化的なものも含む)、コミュニケーション上の問題や感情的な反応を予測し、効果的に対応できる。
  - C1: 自分の言語使用域を調整して、批判的な評価を穩当に述べることができる。
  - B2: 議論や論争に積極的に参加し、他の人の発言に自分の発言を関連づけ、誤解を解くことができる。
  - B1: B1+以上のレベルでは、同時的なやり取りや、グループでのやり取りが可能となる。また、B レベルに達するまでは、オンラインのやり取りに困難を感じる。
  - A2: 注意深く指導を行えば、仮想上の「教室」でのやり取りが可能である。
  - A1: ウェブ上の「カフェ」に投稿したり、チャットをしたりする際、ごく表面的なコミュニケーションしかできないかもしれない。
- オンラインでの会話と議論についての言語能力記述文 (Can do) は表 15 の通りである。

表 15 オンラインでの会話と議論

C2	<p>リアルタイムのオンラインでの議論で明確かつ正確に自分の意見を表現でき、感情的、ほのめかし、冗談など、文脈に合わせて言葉を柔軟かつ敏感に調整することができる。</p> <p>オンラインでの議論で起こり得る誤解（文化的なものを含む）、コミュニケーション上の問題、感情的な反応を予測し、効果的に対処できる。</p> <p>様々なオンライン環境、コミュニケーションの目的、スピーチ行為に合わせて、自分の言語使用域とスタイルを簡単かつ迅速に適応させることができる。</p>
C1	<p>複数の参加者とリアルタイムでオンラインでのやり取りを行い、コミュニケーションの意図や様々な意見についての文化的な含意を理解できる。</p> <p>オンラインによる専門的または学術的な議論に効果的に参加し、その場で必要に応じて複雑で抽象的な問題について説明を求めたり、説明したりできる。</p> <p>オンラインによる対話の文脈に応じて言語使用域を調整し、必要に応じて一つの言語使用域から別の言語使用域に移動できる。</p> <p>専門的、学術的なオンラインチャットで議論を評価し、言い直し、異議を唱えることができる。</p>
B2	<p>オンラインでのやり取りに参加し、スレッド内の以前の投稿に自分の投稿をリンクさせ、文化的な意味を理解し、適切に反応することができる。</p> <p>参加者が珍しい言葉や複雑な言葉を避け、応答に時間を割くことができれば、関心のあるトピックについて意見を述べたり、それに応答したりしてオンラインでの議論に積極的に参加できる。</p> <p>司会者による議論の進行についての助けがあれば、参加者の投稿をスレッド内の以前の投稿に効果的に関連付けることができ、複数の参加者間によるオンラインでのやり取りを行うことができる。</p> <p>オンラインでのやり取りで生じる誤解や意見の相違を認識し、対話の相手が協力する意思があれば、それらに対処することができます。</p>
B1	<p>参加者の意図を認識しながら、リアルタイムのオンラインでのやり取りに参加できるが、細かな意味や含意については、説明がなければ理解できない場合がある。</p> <p>埋め込みリンクやメディアを参照し、個人的な感情を共有しながら、社会的なイベント、経験、活動についてオンラインに投稿できる。</p> <p>事前にテクストを準備し、オンラインツールを使用して言葉のギャップを埋め、正確さを確認できれば、関心のある身近なトピックについて、オンラインディスカッションでわかりやすい投稿ができる。</p> <p>オンラインで経験、感情、出来事について個人的な投稿ができ、他の人のコメントにある程度詳細に個別に返信できるが、語彙上の制限により、繰り返しや不適切な表現が見られる。</p>
A2	<p>オンラインで自己紹介をしたり、簡単なやり取りをしたり、応答をまとめるのに十分な時間が与えられ、一度に一人と対話する場合に限り、質問をしたり答えたり、予測可能な日常のトピックについて意見交換したりすることができる。</p> <p>日常の事柄、社会活動、感情について、簡単なキーになる情報を入れて短い説明的なオンライン投稿ができる。</p> <p>簡単な言語/手話で示されていれば、他人のオンライン投稿にコメントすることができ、簡単な方法で驚き、興味、無関心の感情を表現し、埋め込まれたメディアに反応することができる。</p> <p>オンラインで基本的な社会的コミュニケーションができる（例：特別な機会にウェブ上のメッセージカードで簡単なメッセージを送る、ニュースを共有する、会う約束をする/確認する）。</p> <p>基本的な言い回しを使って、埋め込みリンクやメディアについて、オンライン上で肯定的、否定的な短いコメントを作成できる。ただし、通常はオンライン翻訳ツールやその他のリソースを参照する。</p>
A1	<p>翻訳ツールの助けを借りて、ごく簡単なメッセージや趣味、好き嫌いなどに関する一連の非常に短い文としてまとめオンライン上に投稿できる。</p> <p>定型的な表現と簡単な単語/手話の組み合わせを使用して、簡単なオンライン上の投稿やそこに埋め込んでいるリンクやメディアに対して肯定的、否定的な短い反応を投稿することができ、その後のコメントに対して感謝や謝罪についての一般的な表現で応答することができる。</p>
Pre-A1	<p>基本的な定型表現と顔文字を使用して、オンラインで簡単な挨拶を投稿できる。</p> <p>メニューから選択したり、オンラインでの翻訳ツールを参照し、自分の短い簡単な情報（例：既婚未婚など、国籍、職業）をオンラインに投稿できます。</p>

\*日本語訳については、本ワーキンググループにおける検討のための仮訳である。

- 表 16 は、目標達成のためのオンラインでの協働作業の言語能力記述文 (Can do) である。このカテゴリーは、現代生活の一般的な特徴である、特定の目的を持ったオンラインでのやり取りや取引において潜在的に存在する協力的な性質に焦点を当てている。
- 書かれた/口頭による表現の厳密な分離は、多様な言語活動が重要な機能とリソースとなっているオンラインでのやり取りでは不可能である。したがって、言語能力記述文 (Can do) は文脈に応じて様々なオンラインメディアやツールを利用することを想定している。
- このカテゴリーを作成する上で目安としたのは、以下の事柄である。
  - ・オンラインで商品やサービスを購入すること
  - ・サービスを提供する側、あるいは顧客側として、条件交渉を必要とする取引を行うこと
  - ・協働的なプロジェクト作業への参加
  - ・コミュニケーション上の問題に対処すること
- 各レベルの特徴は以下の通りである。
  - C レベル:オンライン上のグループプロジェクトワークに参加し、それを主導することができる。
  - B レベル:やり取りを行うために、様々な問題が解決できる。
  - A レベル:基本的なやり取りや情報交換ができる。

C1:言語の使用者/学習者はオンラインでプロジェクトワークに取り組んでいるグループを調整し、詳細な指示を作成したり訂正したり、チームメンバーからの提案を評価し、共有する課題を達成するために、説明を行うことができる。

B2+:オンライン上の同作業で主導的な役割を果たすことができる。

B1:オンライン上の小グループでのプロジェクトで作業ができる。

A2+:相手が協力的であれば、単純な共同作業ができる。

Pre-A1:予測可能なオンライン上のフォームに記入できる。
- 目標達成のためのオンラインでの協働作業についての言語能力記述文 (Can do) は表 16 の通りである。

表 16 目標達成のためのオンラインでの協動作業

C2	協同作業中に生じた誤解を解消し、摩擦に効果的に対処できる。 協同作業における編集や再編集の段階で、グループの作業に指導を与え、正確さを加えることができる。
C1	オンラインでプロジェクトに取り組んでいるグループを調整し、詳細な指示を作成、修正し、チームメンバーからの提案を評価し、プロジェクトを達成するための説明を提供することができる。 サービス業務において、複雑なオンラインでのやり取り（複雑な要件のアプリケーションなど）に対応し、柔軟に言語を調整しながら、議論や交渉を管理することができる。 共同執筆や再編集を必要とする複雑なプロジェクトや、他のオンラインによる協同作業に参加し、的確に指示に従い、伝え目標を達成することができる。 オンライン上の協同作業や取引において生じるコミュニケーション上の問題や文化的な問題に対して、メディア（視覚、聴覚、グラフィック）を通して、再定義、明確化、例を提示することにより、効果的に対処することができる。
B2	自分の専門分野におけるオンライン共同作業で主導的な役割を担い、設定された目標を達成するに役割、責任、期限を再認識させ、グループを仕事に集中させることができる。 複雑な詳細や特別な要件についての条件交渉や説明を必要とする、専門分野の範囲内でのオンラインでの作業作業や取引に携わることができる。 オンラインでの協同作業や取引で生じた誤解や予期せぬ問題に対し、丁寧かつ適切に対応し、問題の解決を図ることができる。
	プロジェクトに取り組んでいるグループとオンラインで協力し、提案についての正しさを説明したり、明確な説明を求めたりして、共に取り組んでいる課題を達成するためのサポート役を果たすことができる。
B1	相手が複雑な表現を避け、必要であれば繰り返し説明したり、言い直したりすることを厭わなければ、広範な情報交換を必要とするオンライン取引に参加できる。 プロジェクトに取り組んでいるグループとオンラインでやり取りし、直截な従ったり、説明を求めたりしながら、共有された課題の達成を助けることができる。
	講座、ツアー、イベントの申し込み、会員登録など個別的な情報についての簡単な説明を必要とする、オンラインでの協同作業や取引についてのやり取りができる。 複雑な概念を明確にするための画像、統計、グラフなどの視覚的な補助があれば、プロジェクトに取り組んでいる相手や小グループとオンラインでやり取りができる。 オンラインで共有している課題を遂行するために、指示に応じたり、質問したり、説明を求めたりすることができる。
A2	オンラインでの取引で発生する日常的な問題（例：型番や特価品の在庫状況、納期、住所など）に定型的な言葉で対応できる。 関係する概念を明確にするための画像、統計、グラフなどの視覚補助があれば、簡単な協同作業で協力的なパートナーとオンラインでやり取りを行い、基本的な指示に応答し、説明を求めることができる。
	オンラインフォームやアンケートに記入し、個人情報を提供し、利用規約への同意について確認し、追加サービスを拒否するなど、簡単なオンライン取引（商品の注文やコースの申し込みなど）ができる。 製品や機能の有無について基本的な質問ができる。 オンラインで共有している課題を達成するために、協力的な対話相手の助けを借りながら、簡単な指示に答えたり、簡単な質問ができる。
A1	基本的な個人情報（氏名、Eメール、電話番号など）を入力し、ごく簡単なオンラインでの購入や申し込みができる。
Pre-A1	視覚的な補助あれば、簡単なオンライン購入または申し込みフォームで選択（例：商品、サイズ、色の選択）ができる。

\*日本語訳については、本ワーキンググループにおける検討のための仮訳である。

### ③日本語教育における事例

#### 厚生労働省「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」<sup>19</sup>

- p.47 で説明した通り、本ツールは、「日本語教育の参考枠」における五つの言語活動に加え、「オンライン」「仲介（橋渡し）」の七つの言語活動について、それぞれ七つのレベルで構成されており、全 49 項目の「就労 Can do リスト（めやす）」がある。「オンライン」についての言語能力記述文（Can do）は表 17 の通りである。

表 17 「就労 Can do リスト（めやす）」「オンライン」の言語能力記述文（Can do）

オンライン	A1	翻訳機能に頼りながらも、とても短い文で簡単なメッセージや個人的ななどをオンラインに投稿することができる。（例：メッセージアプリで業務開始、遅刻や欠席の連絡ができる）
オンライン	A2.1	翻訳機能に頼ることがあるが、ビジネスチャット等で：日常のやりとりであれば；簡単なやりとりを行うことができる（例：連絡事項を確認して返信する）。
オンライン	A2.2	1対1のオンライン会議で：回答するのに十分な時間が与えられれば；自分自身を紹介し、簡単なやりとりを行い、質問をしたり、予測可能な日常のトピックについてアイデアを交換したりすることができる。
オンライン	B1.1	社内の小グループのオンライン会議で：視覚的な補助や対話者のきめ細かい支援があれば；やりとりに加わることができる。
オンライン	B1.2	プロジェクトチームのオンライン会議で：参加し、簡単な指示に従い、わからないことは聞いて、担当業務を遂行することができる。
オンライン	B2.1	オンライン会議で：積極的に参加し、関心のあるトピックに関する意見があるときは、その場で会話に入り、ある程度述べることができる。ただし、対話者が慣用表現や複雑な言葉を避け、回答する時間を確保する必要がある。
オンライン	B2.2	オンライン会議で：積極的に参加し、同時にチャットのやりとりも見ながら状況・背景を踏まえて、適切に対応することができる。

- 本ツールには、各言語活動についての言語能力記述文（Can do）が示されている出家でなく、その言語活動そのものについての説明、就労場面での例、言語能力記述文（Can do）の特徴、配慮すること（相手の日本語話者が気をつけること）が示されている。

#### 「オンライン」：配慮すること（相手の日本語話者が気をつけること）

翻訳機能を使うことはもちろんですが、はじめはしっかり準備すること、十分な時間を確保すること、関わる人や人数を限定すること、イラストや写真やグラフなどの視覚的な補助を使って資料を共有すること、きめ細かい支援をすること、難しい言葉や複雑な表現の使用を避けること、などがあります。

オンラインによるやりとりは、表情から聞き手（画面の向こうの相手）の理解の状況がつかみにくかったり、準備していない状況での発話や文字でのやりとりは誤解を生じさせやすく訂正が難しかったりする場合があることが考えられます。オンライン会議等では、参加中に必要な助けを求める行動を起こせること、必要なタイミングで声を出せることが重要になります。対面でのやりとり以上に、パソコン越しに、外国人従業員の様子に気を配り、応答に時間がかかる場合があることを認識して待つ姿勢や、より丁寧に話をし、理解の度合いを確認しながら会議等を進める支援ができます。

<sup>19</sup> 全文は [000773360.pdf \(mhlw.go.jp\)](http://000773360.pdf (mhlw.go.jp)) 参照。

説明資料については「[V 参考資料 1.ヒアリング① 島田徳子委員資料](#)」参照。

## ビジネス日本語フレームワーク(BJFW)<sup>20</sup>

- p.48 で説明した通り、本フレームワークでは、CEFR2018 補遺版を援用し、「仲介」、「オンライン」を含む言語能力記述文(Can do)の開発を行っており、「オンライン」については15項目を開発している(表11(再掲)、表18)。

表11(再掲) BJFW Can-do 項目数(2022年度確定)

聞く	11
読む	13
書く	18
話す	17
やりとり	20
会議・商談	16
<b>オンライン業務</b>	<b>15</b>

全170項目

仲介(60項目)	
日本語・日本語以外の言語間の口頭による仲介	22
日本語・日本語以外の言語間の書くことによる仲介	12
会議における日本語・日本語以外の言語間の仲介	6
日本語のみによる仲介	9
<b>仲介ストラテジー</b>	<b>11</b>

表18 CEFR-CV 2018 オンライン Can-do 書き換えのプロセス(2020→2022)

ONLINE CONVERSATION AND DISCUSSION オンラインによる会話とディスカッション				
	CEFR-CV 2018	日本語訳	2020 書き換え	2021~2022 修正
C1	Can engage <b>in online exchanges</b> , linking his/her contributions to previous ones <b>in the thread</b> , understanding cultural implications and reacting appropriately.	オンラインで文化的なスレッド内の自分の投稿を以前の投稿にリンクして、含蓄を理解し、適切に返信して、やりとりに参加することできる。	オンラインのチャットでスレッド内の自分の発言内容に対する他の人の反応を適切に理解して返信し、やりとりに参加することができる。	オンラインの同期型の文字チャットでスレッド内の自分の書き込みに対する他の人の反応を適切に理解して返信し、やりとりに参加することができる。
GOAL-ORIENTED ONLINE TRANSACTIONS AND COLLABORATION 目標が設定されているオンライン上の処理と協働				
B2	Can provide guidance and add precision to the work of a group <b>at the redrafting and editing stages of collaborative work</b> .	協働作業の <b>推敲と校正の段階</b> でグループの作業に指示をしたり、精度を高める修正をすることができる。	オンラインで資料や原稿を作成する際、 <b>推敲と校正の段階</b> でグループの作業に指示をして、精度を高める修正をすることができる。	同期型のオンラインの作業でグループに指示をして、より良い資料や原稿を作成することができる。

<sup>20</sup> 説明資料については「[V参考資料 5.ヒアリング⑤葦原恭子氏資料](#)」参照。

コラム4:「民主的な文化への能力のための参考枠」  
(Reference Framework of Competences for Democratic Culture: RFCDC)  
が示す能力記述文と仲介との関係

- 「「日本語教育の参考枠」の活用のため手引き」のコラムで紹介した「民主的な文化への能力」(Competences for Democratic Culture: CDC)には続編があります。
- 続編は、「背景、概念及びモデル」「民主的な文化への能力のための能力記述文」「実施の手引き」の3分冊に分かれており、第2分冊で 447 項目(主要な項目として示している 135 項目を含む)の能力記述文を示しています。
- 第2分冊では、能力記述文を「価値観」「態度」「スキル」「体系的な知識と批判的な理解」の四つに分け、初級、中級、上級の3段階で示しています。
- CEFR/CV2020 では、複言語・複文化教育のために活用できるリソースとして「民主的な文化への能力のための参考枠」を挙げているほか、「民主的な文化への能力のための参考枠」で示した能力記述文が仲介の言語能力記述文(Can do)の元となりました。
- CEFR/CV2020 の仲介についての言語能力記述文(Can do)の元となったと考えられる能力記述文として、以下のような項目があります。

第2分冊:「スキル」15.言語、コミュニケーション、複言語の機能

主要 92 上級:異文化交流の中で、翻訳、通訳、説明などの言語的な仲介ができる。  
主要 93 上級:異文化間の誤解をうまく回避することができる。

CEFR/CV2020 第3章4節 仲介「コミュニケーションの仲介、複文化的空間の促進」

CI:異文化間コミュニケーションの場面において仲介役となり、曖昧さを調整しつつ、アドバイスやサポートを行い、誤解を回避することでコミュニケーションの促進に貢献することができる。

- 日本語の使用場面においても多様な背景の人々が協働して作業を進めていく際に、コミュニケーションの仲介は重要であり、日本語教育においてもこのような能力育成について検討していく必要があります
- 日本語教師や日本語教育コーディネーターにもこのような能力が求められ、そのための研修を設計し実施できる人材の確保と養成についても重要な課題です。

全文は欧州評議会のウェブサイトより閲覧可能

[Reference Framework of Competences for Democratic Culture - Democratic Schools for All \(coe.int\)](http://www.coe.int/t/dg4/cefr_cv/Competences_for_Democratic_Culture_en.pdf)

## コラム5:「やさしい日本語」によるコミュニケーションについて

- 「やさしい日本語」は、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものです。
- 「やさしい日本語」の歴史は、1995年の阪神・淡路大震災に遡ります。この震災のとき、日本人の死傷者は約1%でしたが、外国人の死傷者は2%以上でした。これ以降、外国人に対しても迅速に災害などの情報伝達を行う手段として取組が始まり、その後、新潟県中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)を経て、災害時のやさしい日本語での発信の取組が全国に広がりました。
- 出入国在留管理庁と文化庁では、「やさしい日本語」に関するガイドライン等を作成して、ウェブサイトで公開しています。



- 最近では、市民向けの日本語学習者とのコミュニケーション活動を行うための「やさしい日本語」講座が開かれるようになっており、災害時だけでなく、地域の日本語教室での「やさしい日本語」の活用が始まっています。
- 共生社会の実現には日本人と外国人の双方の理解と努力が必要であり、円滑な日本語によるコミュニケーションのためには、日本語を学ぶことと併せて、「やさしい日本語」を活用した双方の歩み寄り寄りが大切です。
- このような歩み寄りについて、CEFR/CV2020を参照すれば、異文化間能力（相互の習慣などについて、相手が理解できる内容で説明する）、仲介（相手が理解できる言葉で話す）、コミュニケーション言語方略（箇条書きなどに単純化する、具体例を挙げながら話す）などが関係していると考えられ、日本語によるコミュニケーションを支える要素について幅広く振り返っていくことが大切なのではないでしょうか。

関連ウェブサイト: [在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン](#)

## IV 今後の更なる検討課題

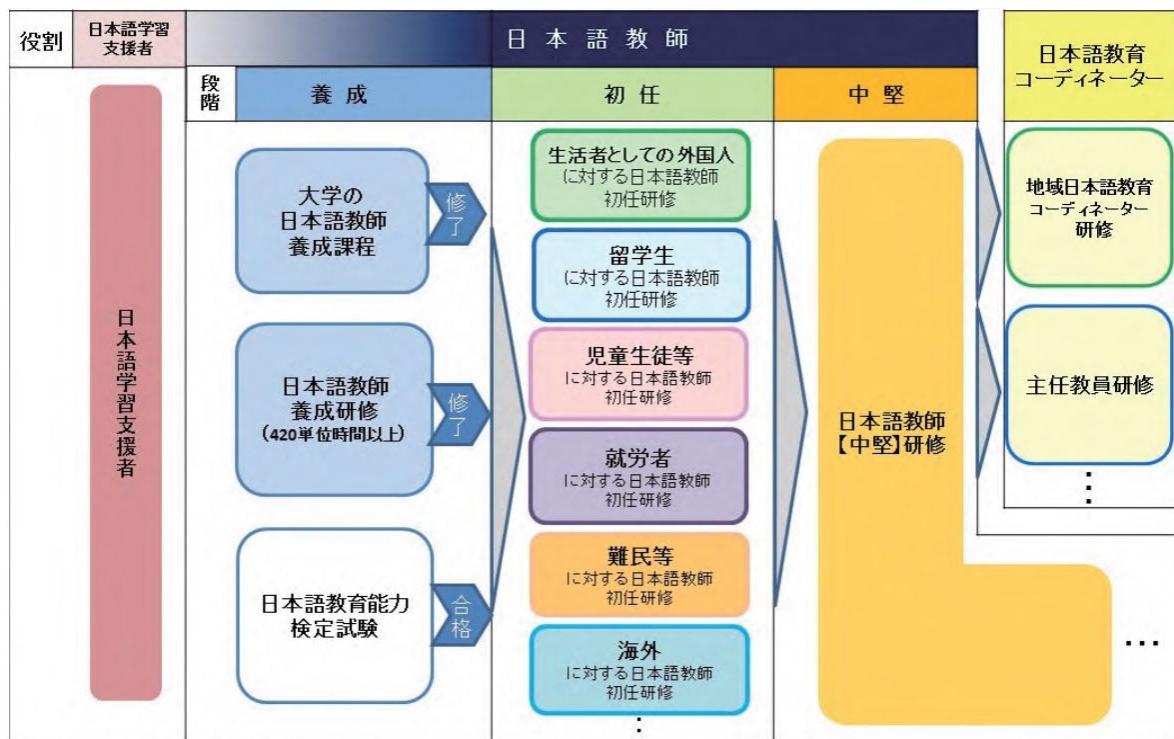
### 1. 共生社会の実現に資する日本語教育の在り方について

- 在留外国人数、外国人留学生数、外国人労働者数が増加傾向にある中、新たに示された外国人受入れの方針等を踏まえ、社会の様々な場面で多様な人々がお互いの言語・文化を理解・尊重し、社会の担い手として共に活躍していくために必要な日本語教育実践とはどのようなものであるべきかについて検討していく必要がある。
- 例えば、生活、就労、留学など、多様な学習者に対する日本語によるコミュニケーション能力育成のためのカリキュラムを編成する際に考慮すべき点などを整理し、その基盤となる日本語教育観や日本語によるコミュニケーション能力を構成する要素などについて検討する必要がある。

### 2. 日本語教育人材の養成・研修について

- 文化審議会国語分科会では、平成 28 年度より日本語教育人材の養成や研修の在り方について検討を進め、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成 31 年3月)を取りまとめた。
- この報告書では、日本語教育人材の養成・研修について、図 14 のように示した上で、それぞれの役割・段階に応じて求められる専門性等及び求められる資質・能力を示しているが、今後は、「日本語教育の参照枠」(報告)で示した言語教育観や日本語能力観、評価の理念を踏まえた見直しを検討していく必要がある。
- また、「日本語教育の参照枠」(報告)を踏まえた教育実践・評価及びカリキュラム編成ができる日本語教育人材の養成・研修が必要である。地域における日本語教育においては B1 まで、認定日本語教育機関においては、留学分野は最低B2まで、生活分野と就労分野は最低B1までの教育課程の編成が求められているため、そのような教育課程の編成ができる日本語教育人材の養成・研修が求められる。
- 上記のような養成・研修を安定的に実施していくためには、養成・研修を担当する教師の養成や研修プログラム・教材の開発などの研修体制の整備を進めていく必要がある。

図14（参考）日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ



### 3. レベルごとの言語素材の整備

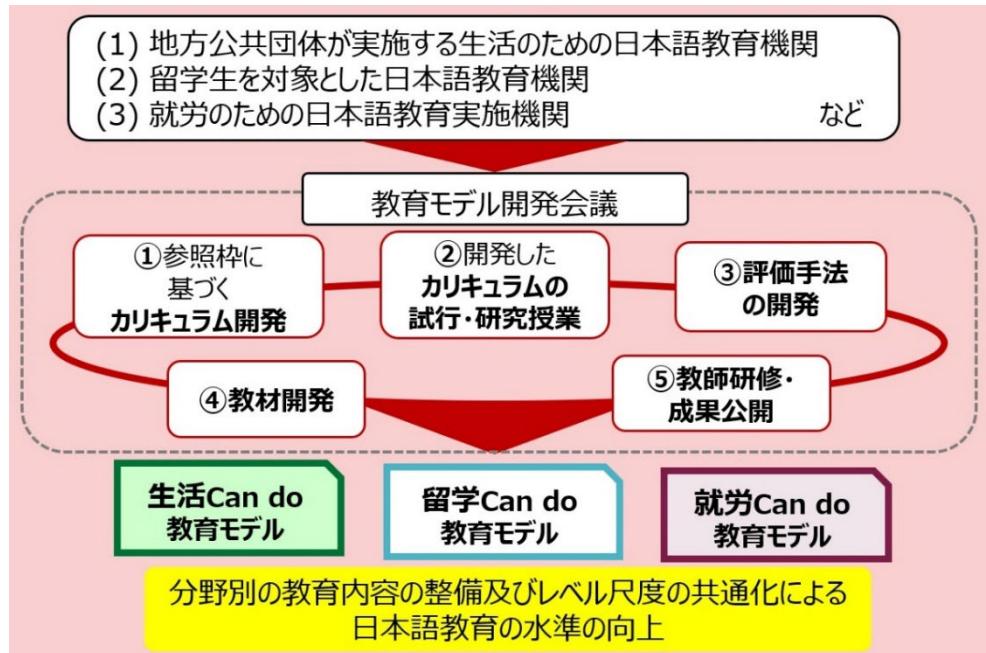
- CEFR は汎言語的な参照枠であるため、個別の言語への参照にあたっては、その言語の特性などを考慮した共通参照レベルの適用や言語能力記述文 (Can do) の開発、文法項目や語彙のレベル付けなどの整理が行われている。
- このような CEFR を個別の言語に参照するためのリソースを「参照レベル記述」(Reference level descriptions (RLDs)) と呼び、欧洲評議会の CEFR に関するウェブサイト<sup>21</sup>にて様々な言語の RLDs が公開されている。コラム3 (p.33) で取り上げた English Profile と Profile Deutsch (ドイツ語プロファイル) は、CEFR をそれぞれ英語とドイツ語に参照したものである。
- 日本語教育においても、今後、日本語のコーパスデータや教材などをもとに、「日本語教育の参照枠」における「全体的な尺度」、「言語活動別の熟達度」の6レベルごとの文法項目、語彙、言語活動ごとのタスクなどについて整理し、提示することを検討していく必要がある。

<sup>21</sup> [Reference level descriptions \(RLDs\) developed so far](#) 参照。現在、公開されているのは、クロアチア語、チェコ語、英語、フランス語、ジョージア語、ドイツ語、イタリア語、リトアニア語、ポルトガル語、スペイン語、トルコ語の 11 言語である。

#### 4. プロファイルに基づく教育モデルの開発と関係機関との連携推進

- Ⅲ章2節「日本語教育におけるプロファイル」で示した通り、個別の学習者のニーズに応じた日本語学習機会に提供を推進していくためには、学習者のプロファイルに応じたカリキュラム開発が必要である。
- 日本語教育機関は、学習者が参加をめざす地域社会、職場、教育機関の関係者と連携し、それぞれの場で必要となる日本語能力像（プロファイル）を明らかにした上で、カリキュラム開発を進めていく必要がある。また、認定日本語教育機関における、生活、就労、留学の三つの分野だけでなく、難民・避難民、児童生徒、海外など、多様なプロファイルに応じたカリキュラム開発を進めていく必要がある。
- 「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業は、日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等を開発することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図ることを目的としている。事業の概要は図15の通りである。今後もこのような事業を実施することを通して、学習者のプロファイルに応じたカリキュラムの普及と開発を進めていく必要がある。

図15 「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業



#### 5. 多様な評価手法の提示と事例の紹介

- 評価手法の開発は、カリキュラム開発の一部ではあるが、今後は学習者のプロファイルに応じた多様な評価手法の開発を進めていく必要がある。今後はパフォーマンス評価に加えて、本報告で示した異文化間能力や仲介能力を適切に評価できる自己評価チェックリストやそれをファイルしておくためのポートフォリオなどの開発が期待される。

- 例えば、就労者向けの業種、職種に応じた日本語教育のカリキュラムのためのパフォーマンスタスクとルーブリック、ポートフォリオの開発などの開発を進めて、それらを共有できる場や機会を設けることも重要である。また、留学、生活などの他の分野においても、それぞれの学習者のプロファイルに応じたパフォーマンスタスクとルーブリック、ポートフォリオの開発を進めていく必要がある。
- 「日本語教育の参考枠」(報告)では、評価の三つの理念<sup>22</sup>の一つとして「生涯にわたる自律的な学習の推進」を掲げている。そのために必要な日本語学習を適切に自己管理する能力についても、適切に自己評価を軸に適切に評価できる手法の開発が必要である。

## 6

### ・今後の議論を継続していくための体制整備

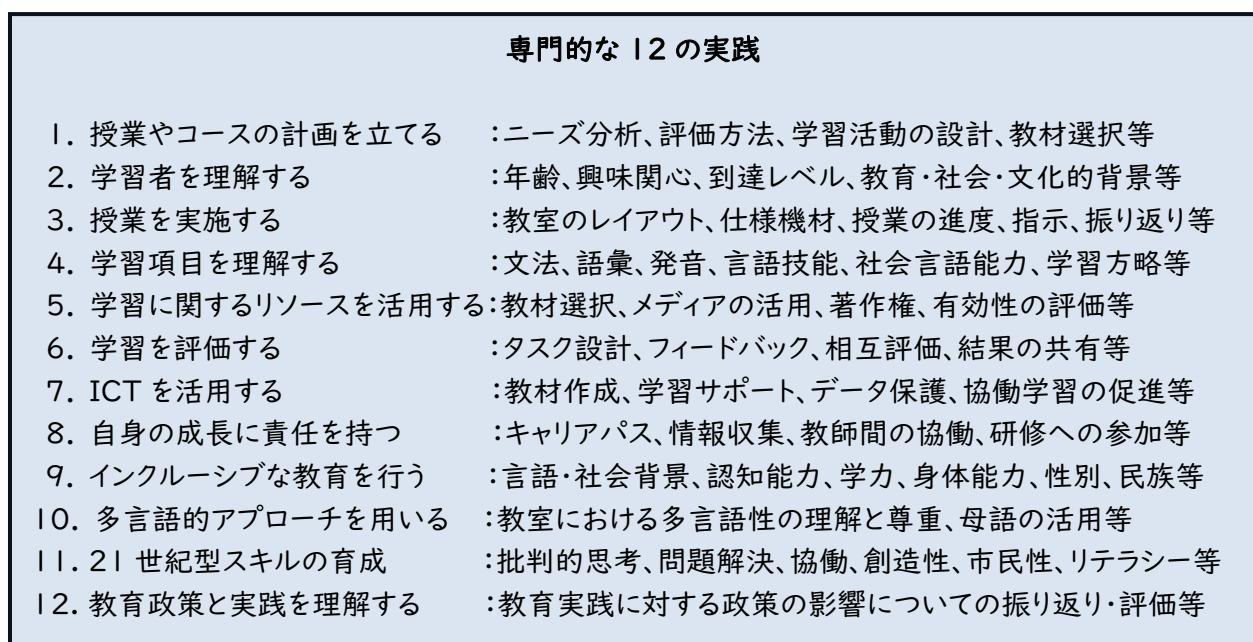
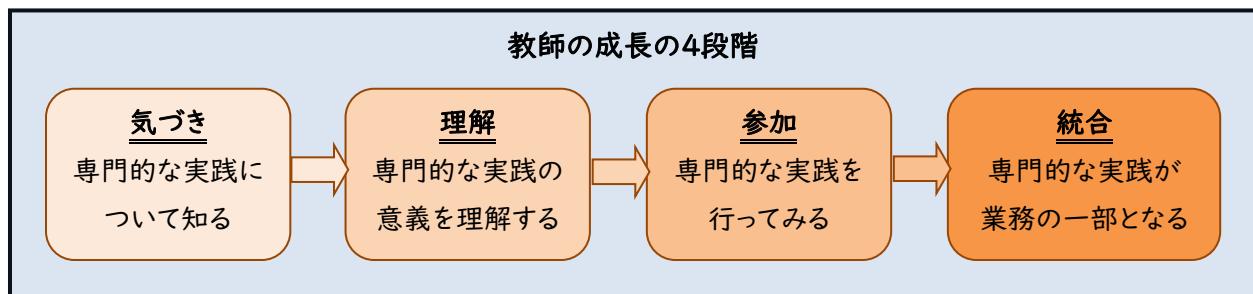
- 「日本語教育の参考枠」は、社会の変化に応じて常に改善を図っていく必要がある。本章で挙げた課題の検討については、専門的な知見を持つ有識者による長期的な視野に立った集中的な検討が求められる。今後も CEFR の動向を踏まえて、継続的に議論を行っていく体制を整備する必要がある。

---

<sup>22</sup> [「日本語教育の参考枠」\(報告\)](#) p.74 参照

コラム6:「教師のための継続的専門能力開発(CPD)フレームワーク」Continuing Professional Development (CPD) Framework for teachersについて

- 英語教育における教員養成・研修プログラムとして、ブリティッシュ カウンシルでは「教師のための継続的専門能力開発(CPD)フレームワーク」を開発して公開しています。
- このフレームワークでは教師の成長を4段階に分けて示し、12の専門的実践と各専門的実践を説明する要素について解説しています。



- このフレームワークでは CEFR についての直接的な言及はありませんが、言語熟達度に CEFR の共通参照レベルを用いているほか、12の専門的実践については、CEFR で示す考え方と共通するものが多く、これらで示されている内容が言語教育の潮流を捉えた普遍的な内容であることがわかります。
- 日本語教師の養成・研修においても、今後、このような考え方を取り入れて幅広い資質・能力を備えた教師を育成してくための取組が求められるのではないかと思います。

関連ウェブサイト: [ブリティッシュ カウンシル「教師」のページ\(英語\)](#)

## Ⅴ 参考資料

\*各資料にカーソルを合わせ、Ctrl を押しながらクリックすることでリンク先を表示できます。

### 1. ヒアリング① 島田徳子委員資料

厚生労働省「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール—円滑なコミュニケーションのために—使い方の手引き」説明資料

### 2. ヒアリング② 長沼君主委員資料

CEFR-J 開発経緯及び現状と今後への示唆

### 3. ヒアリング③ 大木充委員資料

CEFR、CEFR-CV とフランスの研究者の CEFR、CEFR-CV 批判から学ぶ

### 4. ヒアリング④ 近藤裕美子委員資料

入門レベルに関するフランスでの取り組み—成人移民に対するフランス語教育

### 5. ヒアリング⑤ 葦原恭子氏資料

高度外国人材に求められる「仲介スキル」と「オンライン業務スキル」とは—CEFR2018  
補遺版を援用した Can-do statements の構築—

### 6. ヒアリング⑥ 真嶋潤子委員資料

ドイツの移民政策と「統合コース」における CEFR および CEFR-CV の文脈化

### 7. ヒアリング⑦ 菊岡由夏氏資料

日本語学習番組 ひきだすにほんご Activate Your Japanese!

### 8. ヒアリング⑧ 福島青史委員資料

政策文書で示された目的を達成するために参照できる CEFR-CV の概念

## 【参考文献】

\*各文献にカーソルを、合わせ Ctrl を押しながらクリックすることでリンク先を表示できます。

### 日本語教育に係る法律、基本方針等

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針  
(令和2年6月23日閣議決定)

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和4年閣議決定、令和5年一部変更)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂)

### 文化審議会国語分科会の報告書等

日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版(平成31年3月)

「日本語教育の参考枠」(報告)(令和3年10月)

「日本語教育の参考枠」の活用のための手引(令和4年1月)

「地域における日本語教育の在り方について」(報告)(令和4年11月)

「地域における日本語教育の在り方について」(報告)別冊「日本語教育の参考枠」に基づく「生活  
Can do」一覧(令和4年11月)

### 欧州評議会の報告書等

Council of Europe (2001) Common European Framework of Reference for  
Languages: Learning, Teaching, Assessment.

(吉島茂・大橋理枝 訳・編(2014)「外国語の教育Ⅱ 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参考枠(追補版)」朝日出版社)

Conseil de l'Europe (2012) Un Cadre de Référence pour les Approches Plurielles des  
Langues et des Cultures Compétences et ressources (CARAP)

Council of Europe (2012) A Framework of Reference for Pluralistic Approaches to  
Language and Cultures Competences and resources (FREPA)

Council of Europe (2016) Competences for democratic culture: living together as  
equals in culturally diverse democratic societies

Council of Europe (2018) Reference framework of competences for democratic  
Culture

Council of Europe (2020) Common European Framework of Reference for Languages:  
Learning, Teaching, Assessment Companion volume.

Council of Europe (2021) Literacy and Second Language Learning for the Linguistic  
Integration of Adult Migrants (LASLLIAM)